

# 福岡県公報

平成二十年三月三十一日  
第二千八百四号  
増刊 ③

## 目次

規則(第三十八号)

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………

## 規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十八号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 本庁

第一節 部及び会計管理局並びに局、課及び室

第一款 設置及び役付職員等(第六条 第八条)

第二款 所掌事務

第一目 秘書室の所掌事務(第九条・第十条)

第二目 総務部の所掌事務(第十一条 第二十条の三の二)

第二目の二 企画・地域振興部の所掌事務(第二十条の四 第二十条の二十)

第三目 新社会推進部の所掌事務(第二十一条 第三十条)

第三目の二 保健医療介護部の所掌事務(第三十一条 第三十一条の七の二)  
第三目の三 福祉労働部の所掌事務(第三十一条の七の三 第三十一条の七の十二)

第四目 環境部の所掌事務(第三十一条の八 第三十一条の十一)

第五目 商工部の所掌事務(第三十二条 第三十六条)

第六目 農林水産部の所掌事務(第三十七条 第四十三条の九)

第七目 削除

第八目 削除

第九目 県土整備部の所掌事務(第五十条 第五十五条の二)

第十目 建築都市部の所掌事務(第五十六条 第六十一条の二)

第十一目 会計管理局の所掌事務(第六十二条・第六十二条の二)

第十二目 補則(第六十三条・第六十三条の二)

第二節 部内協議機関(第六十四条)

第三章 附属機関(第六十五条)

第四章 出先機関

第一節 総務部に属する出先機関

第一款 職員研修所(第六十六条 第六十八条)

第二款 東京事務所(第六十九条 第七十一条)

第三款 県税事務所(第七十二条 第七十四条)

第四款 消防学校(第七十五条 第七十七条)

第五款 削除

第六款 削除

第七款 歯科衛生士養成施設(第八十四条 第八十六条)

第一節の二 新社会推進部に属する出先機関

第一款 アジア文化交流センター(第八十六条の二 第八十六条の四)

第二款 女性相談所(第八十六条の五 第八十六条の七)

第三款 婦人保護施設(第八十六条の八)

第四款 パスポートセンター(第八十六条の九 第八十六条の十二)

第二節 保健医療介護部に属する出先機関

第一款 保健福祉環境事務所及び保健所（第八十七条 第八十九条）

第二款 保健環境研究所（第九十条 第九十二条）

第三款 精神保健福祉センター（第九十三条 第九十五条）

第四款 食肉衛生検査所（第九十六条 第九十八条）

第三節 福祉労働部に属する出先機関

第一款 児童相談所（第九十九条 第一百条）

第二款 児童福祉施設（第一百一条 第一百四条）

第三款 障害者更生相談所（第一百五条 第一百七条）

第四款 労働福祉事務所（第八十条 第一百条）

第五款 高等技術専門学校（第一百一十条 第一百三十條）

第六款 障害者職業能力開発校（第一百四条 第三十七條）

第四節 商工部に属する出先機関

第一款 商工事務所（第三十八條 第四十條）

第二款 計量検定所（第四十一條 第四十三條）

第三款 大阪事務所（第四十四條 第四十七條）

第四款 削除

第五款 削除

第六款 工業技術センター（第五十三條 第五十五條）

第七款 削除

第八款 削除

第五節 農林水産部に属する出先機関

第一款 農林事務所（第六十二條 第六十四條）

第二款 農業大学校（第六十五條 第六十七條）

第三款 病虫害防除所（第六十八條 第七十條）

第四款 農業総合試験場（第七十一條 第七十三條）

第五款 普及指導センター（第七十四條 第七十六條）

第六款 家畜保健衛生所（第七十七條 第七十九條）

第七款 農地開発事務所（第八十條 第八十二條）

第八款 森林林業技術センター（第八十三條 第八十五條）

第九款 水産海洋技術センター（第八十六條 第二百六條）

第六節 削除

第七節 削除

第八節 県土整備部に属する出先機関

第一款 土木事務所（第二百三十一條 第二百三十三條）

第二款 削除

第三款 削除

第四款 河川総合開発事務所（第二百四十條 第二百四十二條）

第五款 削除

第六款 削除

第七款 削除

第八款 港務所（第二百五十二條 第二百五十四條）

第九節 建築都市部に属する出先機関

第一款 削除

第二款 流域下水道事務所（第二百五十四條の五 第二百五十四條の七）

第十節 削除

第十一節 補則（第二百六十條の二 第二百六十條の三）

第五章 職員（第二百六十一條）

附則

第二条第一号中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同条第四号中「農業総合試験場、農業大学校」を「農業大学校、農業総合試験場」に改める。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 部及び会計管理局並びに局、課及び室

第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款 設置及び役付職員等

第六条の見出しを「（部及び会計管理局）」に改め、同条第一項中「企画振興部 保健福祉部」を「企画・地域振興部 新社会推進部 保健医療介護部 福祉労働部」に改め、「生活労働部」を削り、「農政部 水産林務部 土木部」を「農林水産部 県土整備部」に改め、同条第二項及び第三項中「出納事務局」を「会計管理局」に改める。

第七条第一項中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同条第二項第一号の表地方課の項を削り、同表管財課の項中「管財課」を「財産活用課」に、「行政財産係 普通財産係」を「公有財産係」に改め、同表消防防災安全課の項中「消防防災安全課」を「消防防災課」に、「防災情報通信係」を「防災情報通信係 国民保護係」に改め、同表総務事務センターの項の次に次のように加える。

システム管理課

第七条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 企画・地域振興部

総合政策課	総務係 予算係
広域地域振興課	総括係 特定制度係 土地対策係 地域交通係
市町村支援課	企画調整係 行政係 財政係 理財係 税政係 選挙係
情報政策課	調査統計課
調査統計課	統計調整係 統計分析係 生活統計第一係 生活統計第二係
空港対策局	空港整備係 空港振興係

三 新社会推進部

社会活動推進課	総務係 予算係
青少年課	育成係 指導係
県民文化スポーツ課	
男女共同参画推進課	参画推進係 女性支援係
生活安全課	交通安全係 安全企画係
国際交流局	渉外係
国際交流	交流第一課
交流第二課	

第七条第二項第五号及び第七号を削り、同項第六号の表商業・地域経済課の項中「商業・地域経済課」を「中小企業振興課」に、「物産・商業調整係」を「地場産業振興係」に改め、同表経営金融課の項中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の表環境政策課の項中「企画調整係 地球環境係」を

削り、同表自然環境課の項中「自然保護係」を「野生生物係」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 保健医療介護部

保健医療介護総務課	総務係 管理係 予算係
健康増進課	疾病対策係 健康栄養係 保健事業係 母子保健係 精神保健係
保健衛生課	営業指導係 食品衛生係 乳肉衛生係 感染症係
医療指導課	医務係 医療指導係 地域医療係 看護指導係
薬務課	薬事係 監視係 生産指導係 麻薬係
医療保険課	財政係 保険審査係 保険指導係
高齢者支援課	企画管理係 施設整備係 施設運営係 監査指導係
介護保険課	企画財政係 指定育成係 指導係

五 福祉労働部

福祉総務課	総務係 予算係 地域福祉係 監査指導係
子育て支援課	保育所係
児童家庭課	管理係 児童福祉係 母子福祉係 児童扶養手当係
障害者福祉課	企画管理係 自立支援係 指定指導係 社会参加係
保護・援護課	調整係 保護企画係 保護指導係 援護係 恩給係
労働局	管理係 企画調整係 労働福祉係 就業支援係
労働政策課	企画開発係 障害者雇用係 雇用均等・両立係
新雇用開発課	管理係 公共訓練係 技能振興係
職業能力開発課	
人権・同和对策局	調整課
調整課	管理係 調整係 事業係

第七条第二項第八号を次のように改める。

八 農林水産部

農林水産政策課	総務係 予算第一係 予算第二係 予算第三係 企画係
---------	---------------------------

農山漁村振興課	企画調整係 中山間地域振興係 農業振興地域係 農地係 技術管理係 入札係
農林水産物安全課	食の安全係 生産管理係 生産環境係
団体指導課	団体指導係 金融係 検査第一係 検査第二係 農業共済係
園芸振興課	流通振興係 果樹係 野菜係 花き係 特産・加工係
水田農業振興課	食糧係 農産係 水田振興係 生産構造改善係
経営技術支援課	経営総務係 経営企画係 経営支援係 研究調整係
畜産課	企画流通係 環境飼料係 生産係 衛生係
農村整備課	農村総務係 管理係 計画係 国営事業対策係 基盤整備係 農村整備係 農地保全係
林業振興課	林業総務係 木材流通係 特産・振興係 造林係 林道係 緑化係
森林保全課	保安林係 治山係 森林計画係 森林再生係 開発指導係 県営林係
水産局	水産総務係 漁協指導第一係 漁協指導第二係 漁業調整係 資源管理係
水産振興課	施設管理係 養殖流通係 漁場整備係 漁港整備係 環境内水面係

第七条第二項第九号中「土木部」を「県土整備部」に改め、同号の表土木管理課の項中「土木管理課」を「県土整備総務課」に改め、同表企画課の項中「企画課」を「企画交通課」に、「技術管理係」を「企画係 新幹線建設対策係」に改め、同表に次のように加える。

水資源対策課	調整係 計画係 振興係
--------	-------------------

第七条第二項第十号の表建築都市管理課の項中「建築都市管理課」を「建築都市総務課」に改め、同表住宅課の項中「住宅課」を「住宅計画課」に改め、同表住宅管理課の項中「住宅管理課」を「県営住宅課」に改め、同表営繕課の項及び建築設備課の項を削り、同表に次のように加える。

営繕設備課	営繕計画係 設計係 学校設計係 造成係 電気設備係 機械設備係
-------	--

第七条第三項中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同項の表を次のように改める。

会計課	総務企画係 財務会計係 資金決算係 審査第一係 審査第二係
-----	---

第七条の次に次の一条を加える。

(課内室)

第七条の二 前条第二項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に当該下欄に掲げる室を付置する。

財政課	分権改革推進室
市町村支援課	合併支援室
社会活動推進課	生涯学習室
青少年課	青少年アンビシャス運動推進室
県民文化スポーツ課	九州国立博物館室
新雇用開発課	新生活産業室
新産業・技術振興課	新産業プロジェクト室
企業立地課	自動車産業振興室
農林水産政策課	輸出促進室 後継人材育成室
企画交通課	技術調査室
水資源対策課	水道整備室

第八条の見出しを「(役付職員等)」に改め、同条第二項中「出納事務局に出納事務局長」を「会計管理局に会計管理局長」に改め、同条第三項中「土木部」を「県土整備部」に改め、同条第四項中「保健福祉部に医監」を「保健医療介護部に医監及び食の安全総合調整監」に改め、同条第五項中「前条」を「第七条」に改め、「水資源対策局」を削り、「人権・同和対策局、労働局及び国際交流局」を「国際交流局、労働局、人権・同和対策局及び水産局」に改め、同条第六項中「前条」を「第七条」に改め、「上欄」の下に「及び前条の表の下欄」を加え、同条第七項から第九項までの規定中「前条」を「第七条」に改め、同条第十項中「前条」を「第七条」に、「管財課調整係」にあつ

ては係長のほか車庫長を、同課を「財産活用課」に、「水産林務部漁政課漁船保安係」を「同課管理第二係にあつては係長のほか車庫長を、農林水産部水産局漁業管理課資源管理係」に改め、同条第十一項中「前条」を「第七条」に、「及び」を「並びに」に改め、「上欄」の下に「及び前条の表の下欄」を、「各課」の下に「又は各室」を、「認める課」の下に「又は室」を加え、同条第十二項中「前条」を「第七条」に改め、同条第十三項中「前条」を「第七条」に改め、「上欄」の下に「及び前条の表の下欄」を、「各課」の下に「又は各室」を、「認める課」の下に「又は室」を加え、同条第十四項中「前条」を「第七条」に、「企画振興部高度情報政策課」を「企画・地域振興部広域地域振興課に地域企画監を、同部情報政策課」に改め、同条第十五項中「前条」を「第七条」に改め、「上欄」の下に「及び前条の表の下欄」を、「各課」の下に「又は各室」を、「認める課」の下に「又は室」を加え、同条第十六項中「前条」を「第七条」に、「保健福祉部監査保護課」を「保健医療介護部高齢者支援課及び福祉労働部福祉総務課」に改め、「農政部農地計画課、水産林務部林政課、土木部企画課及び建築都市部建築都市管理課に検査監及び検査員を」を削り、同条第十七項を削り、同条第十八項中「出納事務局」を「会計管理局」に、「副理事又は参事」を「又は副理事」に、「前条」を「第七条」に改め、「上欄」の下に「及び前条の表の下欄」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 第七条第二項に規定する農林水産部農山漁村振興課及び建築都市部建築都市総務課並びに前条に規定する県土整備部企画交通課技術調査室に検査監及び検査員を置く。

18 第七条第二項に規定する農林水産部経営技術指導課及び同部水産局水産振興課に専門技術指導員を置く。

第八条に次の一項を加える。

20 前各項に規定するもののほか、前条の表の下欄に掲げる各室の事務に従事する職員は、当該上欄に掲げる課の事務に従事する職員（同課の課長、副課長、企画広報監、企画監、参事、課長補佐、課長技術補佐、企画主幹、参事補佐、係長及び企画主査の職にある者を除く。）をもつて充てる。

第十四条第十五号中「庶務に関する事」の下に「（総務部財政課分権改革推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）」を加え、同条第十七号中「財務会計に関する事」の下に「（総務部財政課分権改革推進室に係るものを含む。）」を加え、同条

ること」の下に「（総務部財政課分権改革推進室に係るものを含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（財政課分権改革推進室の所掌事務）

第十四条の二 第七条の二に規定する総務部財政課分権改革推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 地方分権改革の推進に関する事。

二 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十条（見出しを含む。）中「管財課」を「財産活用課」に改める。

第二十条第一号イを次のように改める。

イ 契約に関する事務の総括に関する事。

第二十条第一号中口を削り、八を口とし、二を八とし、同条第二号中「行政財産係」を「公有財産係」に改め、同号中口を削り、八を口とし、二を八とし、ホをニとし、ヘを削り、トをホとし、チをへとし、同条中第三号及び第四号八を削り、同号を第三号とし、第五号に次のように加える。

ロ 庁用自動車の管理に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 課の所管に属する庁用自動車の運行管理に関する事。

第二十条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十条の二の三（見出しを含む。）中「消防防災安全課」を「消防防災課」に改め、同条に次の一号を加える。

五 国民保護係

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行に関する事。

ロ 危機管理の調整に関する事。

第二十条の二の四第十八号を削り、同条第十九号中「他課に属しないこと」を「自動口座振替に関する事」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十五号中「県費」

を「旅費」に改め、同条第二十四号とし、同条第二十六号及び第二十七号を削り、第二十八号を第二十五号とし、第二十九号から第三十五号までを三号ずつ繰り上げ

る。  
第二十条の二の四の次に次の一条を加える。  
(システム管理課の所掌事務)

第二十条の二の五 第七条第二項に規定する総務部システム管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 電子県庁の推進に関すること。
- 二 情報処理システムの開発及び指導に関すること。
- 三 電子計算機の運用管理及び情報処理システムの維持管理に関すること。
- 四 情報通信ネットワークに関する事務のうち、他課に属しないこと。
- 五 庶務に関すること。
- 六 財務会計に関すること。

第二章第一節第二款第二目の二の目名を次のように改める。

第二目の二 企画・地域振興部の所掌事務

第二十条の四の見出し中「企画調整課」を「総合政策課」に改め、同条第一項中「企画振興部企画調整課」を「企画・地域振興部総合政策課」に改め、同項第十号、第十一号、第十四号及び第十五号中「企画振興部」を「企画・地域振興部」に改め、同条第二項及び第三項中「企画調整課」を「総合政策課」に改める。  
第二十条の五から第二十条の九までを次のように改める。

(広域地域振興課の所掌事務)

第二十条の五 第七条第二項に規定する企画・地域振興部広域地域振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定に基づき離島振興計画に関すること。
- 二 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の施行に関すること。
- 三 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の施行に関すること。
- 四 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の施行に関すること。

ること。

五 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

六 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の施行に関すること。

七 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の施行に関すること。

八 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

九 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の規定に基づく特定住宅用地の譲渡及び土地の譲渡予定価格の申出の認定に関すること。

十一 地域振興に係る総合企画、調査及び調整に関すること。

十二 地域振興の推進に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十三 県の地域計画と市町村の開発計画との連絡調整に関すること。

十四 地価動向、土地利用等に係る調査統計に関すること。

十五 福岡県地域総合整備資金の貸付けに関する事務のうち、他課に属しないこと。

十六 石油貯蔵施設及び発電用施設の立地対策に関すること。

十七 財団法人福岡県産炭地域振興センターに関すること。

十八 旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業の計画及び指導に関すること。

十九 旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業に係る市町村その他関係機関との連絡に関すること。

二十 ばた山災害防止事業に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二十一 鉱害対策に関する事務の総合調整に関すること。

二十二 休廃止鉱山鉱害防止事業に関すること。

二十三 石炭鉱放置坑口閉そく事業に関すること。

二十四 地方バスの運行確保対策に関すること。

二十五 第三セクター鉄道の整備促進に関すること。

二十六 庶務に関すること。

二十七 財務会計に関すること。

2 広域地域振興課総括係の所掌事務は、前項第九号、第十五号、第二十六号及び第二十七号に掲げる事務とする。

3 広域地域振興課特定制度係の所掌事務は、第一項第二号、第三号、第五号及び第十六号から第二十三号までに掲げる事務とする。

4 広域地域振興課土地対策係の所掌事務は、第一項第四号、第六号、第七号、第十号及び第十四号に掲げる事務とする。

5 広域地域振興課地域交通係の所掌事務は、第一項第一号、第八号、第二十四号及び第二十五号に掲げる事務とする。

(市町村支援課の所掌事務)

第二十条の六 第七条第二項に規定する企画・地域振興部市町村支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画調整係

イ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定に基づく自衛官の募集に関する事。

ロ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三十二号）の施行に関する事。

ハ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の施行に関する事務のうち、市町村計画に関する事。

ニ 市町村振興に係る企画、調整及び調査に関する事。

ホ 市町村振興協会に関する事。

ヘ 市町村計画の策定に関する事。

ト 庶務に関する事（企画・地域振興部市町村支援課合併支援室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

チ 財務会計に関する事（企画・地域振興部市町村支援課合併支援室に係るものを含む。）。

二 行政係

イ 地方自治法に規定する市町村、市町村の組合、財産区及び地方開発事業団に係る処分等に関する事。

ロ 市町村に係る地方公務員法に関する事。

ハ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の施行に関する事。

ニ 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第九十九号）の施行に関する事。

ホ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の施行に関する事。

ヘ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 財政係

イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の規定に基づく市町村の地方交付税に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の施行に関する事務のうち、市町村に係るものに関する事。

ハ 激甚災害<sup>じきんさいがい</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ニ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する事務のうち、市町村（公営企業の経営健全化を除く。）に係るものに関する事。

ホ 市町村及び市町村の組合の財政運営に関する助言、勧告等に関する事。

ヘ 市町村、市町村の組合及び財産区に関する事務のうち、財政に関する調査報告に関する事。

四 理財係

イ 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）その他の法律の規定に基づく市町村及び市町村の組合の地方債に関する事。

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の施行に関する事務のうち、辺地整備計画に関する事。

ハ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に關

- する事務のうち、土地開発公社（県の出資に係るものを除く。）に関する事。
- 二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する事務のうち、市町村の公営企業の経営健全化に係るものに関する事。
- ホ 地方開発公社の設立及び監督に関する事。
- ヘ 市町村又は市町村の組合の行う公営企業の経営に関する勧告等に関する事。
- ト 市町村振興基金に関する事。
- チ 福岡県地域総合整備資金の貸付けのうち市町村の貸付けに関する事。
- 五 税政係
  - イ 地方交付税法の規定に基づく市町村の地方交付税に関する事務のうち、収入に係るものに関する事。
  - ロ 地方税法の規定に基づく市町村の税に関する事。
  - ハ 国有資産等所在市町村交付金法の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金に関する事。
  - ニ 特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定に基づく特別とん譲与税に関する事。
  - ホ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）の規定に基づく助成交付金に関する事。
  - ヘ 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の規定に基づく自動車重量譲与税に関する事。
  - ト 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定に基づく航空機燃料譲与税に関する事。
- 六 選挙係
  - イ 地方自治法その他の法律に規定する国又は地方公共団体の選挙に係のある事務に関する事。
  - ロ 福岡県選挙管理委員会との連絡に関する事。
  - （市町村支援課合併支援室の所掌事務）
- 第二十條の七 第七條の二に規定する企画・地域振興部市町村支援課合併支援室の所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 市町村合併の支援に関する事。

- 二 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、發送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。
- （情報政策課の所掌事務）
- 第二十條の八 第七條第二項に規定する企画・地域振興部情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）の施行に関する事。
- 二 情報化施策の総合企画に関する事。
- 三 地域の情報化の推進に関する事。
- 四 電子市町村の推進に関する事務のうち、他課に属さないこと。
- 五 庶務に関する事。
- 六 財務会計に関する事。
- 第二十條の九 削除
- 第二十條の十中「企画振興部」を「企画・地域振興部」に改め、同条第一号中八をトとし、ロをへとし、への前に次のように加える。
- ハ 県民経済計算に関する事。
- ニ 市町村民経済計算に関する事。
- ホ 産業連関表に関する事。
- 第二十條の十第一号中イをロとし、ロの前に次のように加える。
- イ 統計法（昭和二十二年法律第十八号）の規定に基づく指定統計（経常調査）のうち、個人企業経済調査に関する事。
- 第二十條の十第三号イ中「（昭和二十二年法律第十八号）」を削り、同号中八及び二を削り、ホをハとし、同条第四号中ロを削り、ハをロとし、同条第五号中「経済統計第一係」を「経済統計係」に改め、同号イ中「商業統計調査及び商工業実態基本調査」を「事業所・企業統計調査、商業統計調査、農林業センサス、漁業センサス及びサービ工業基本調査」に改め、同号ロ中「繊維流通統計調査」を「及び」に改め、「及び商工業石油等消費統計調査」を削り、同号に次のように加える。
- ハ 経済に関する統計の事務のうち、他係に属しないこと。
- 第二十條の十第六号を削る。
- 第二十條の十一を次のように改める。



第二十条の十一 削除

第二十条の十七及び第二十条の十八を次のように改める。

第二十条の十七及び第二十条の十八 削除

第二十条の十九及び第二十条の二十中「企画振興部」を「企画・地域振興部」に改める。

第二章第一節第二款第三目を次のように改める。

第三目 新社会推進部の所掌事務

(社会活動推進課の所掌事務)

第二十一条 第七条第二項に規定する新社会推進部社会活動推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関する事。
- 二 ボランティア・NPOの活動の促進に関する事。
- 三 ボランティア団体・NPOとの協働の推進に関する事。
- 四 新社会推進部に係る人事に関する事務の総括に関する事。
- 五 新社会推進部に係る予算の総括に関する事。
- 六 新社会推進行政の総合企画、調査及び調整に関する事。
- 七 庶務に関する事（新社会推進部社会活動推進課生涯学習室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。
- 八 財務会計に関する事（新社会推進部社会活動推進課生涯学習室に係るものを含む。）。
- 九 新社会推進部各課の連絡調整に関する事。
- 十 新社会推進部に属する事務で他課に属しないこと。
- 十一 社会活動推進課総務係の所掌事務は、前項第四号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事務とする。
- 十二 社会活動推進課予算係の所掌事務は、第一項第五号及び第八号に掲げる事務とする。

(社会活動推進課生涯学習室の所掌事務)

第二十一条 第七条の二に規定する新社会推進部社会活動推進課生涯学習室の所掌事務

は、次のとおりとする。

- 一 生涯学習の振興に関する施策の企画及び調整に関する事。
- 二 福岡県生涯学習審議会に関する事。
- 三 福岡県生涯学習推進本部に関する事。
- 四 生涯学習の振興に関する事業の推進に関する事。
- 五 生涯学習に関する指導助言に関する事。
- 六 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

(青少年課の所掌事務)

第二十三条 第七条第二項に規定する新社会推進部青少年課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 育成係
  - イ 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の施行に関する事。
  - ロ 青少年健全育成施策の総合企画、調査及び調整に関する事。
  - ハ 青少年に関する県民運動の指導及び促進に関する事。
  - ニ 青少年に係る広報に関する事。
  - ホ 家庭及び地域における青少年の健全育成に係る啓発に関する事。
  - ヘ 青少年団体の指導育成に関する事。
  - ト 青少年及び青少年団体の指導者の養成に関する事。
  - チ 青少年の海外派遣その他研修交歓に関する事。
  - リ 青少年の健全育成施設の普及推進に関する事。
  - 又 その他青少年の育成に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- ル 庶務に関する事（新社会推進部青少年課青少年アンビシャス運動推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。
- ヲ 財務会計に関する事（新社会推進部青少年課青少年アンビシャス運動推進室に係るものを含む。）。

二 指導係

イ 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の施行に関する  
こと。

ロ 青少年の非行防止及び環境浄化に関すること。

ハ 青少年に係る相談員及び指導員等の連絡調整に関すること。

ニ 少年補導センターの普及指導に関すること。

ホ その他青少年の保護に関する事務のうち、他課に属しないこと。

（青少年課青少年アンビシャス運動推進室の所掌事務）

第二十四条 第七条の二に規定する新社会推進部青少年課アンビシャス運動推進  
室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 青少年アンビシャス運動の推進に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及  
び保存並びに公文書の開示等に関すること。

（県民文化スポーツ課の所掌事務）

第二十五条 第七条第二項に規定する新社会推進部県民文化スポーツ課の所掌事務は、  
次のとおりとする。

一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関する事務のうち、大濠公  
園能楽堂に関すること。

二 文化行政及び余暇行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

三 地域文化の振興に関すること。

四 芸術文化の振興に関すること。

五 行政の文化化に関すること。

六 著作権思想の普及に関すること。

七 文化団体に関すること。

八 その他生活文化に関すること。

九 生涯スポーツの普及及び振興に関する総合的計画及びその推進に関すること。  
生涯スポーツの奨励及び生涯スポーツ行事の実施に関すること。

十 生涯スポーツに関する指導助言に関すること。

十一 生涯スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。

十二 生涯スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。

十三 生涯スポーツ団体に関すること。

十四 福岡県ねりんスポーツ・文化祭に関すること。

十五 庶務に関するもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の  
開示等に関するものを除く。）を含む。）。

十六 財務会計に関するもの（新社会推進部県民文化スポーツ課九州国立博物館室に  
係るものを含む。）。

十七 アジア文化交流センターに関すること。

十八 福岡県立あまぎ水の文化村に関すること。

十九 福岡県国際文化情報センターに関すること。

二十 福岡県立もち文化センターに関すること。

二十一 財団法人アクトス福岡に関すること。

（県民文化スポーツ課九州国立博物館室の所掌事務）  
第二十六条 第七条の二に規定する新社会推進部県民文化スポーツ課九州国立博物館室  
の所掌事務は、次のとおりとする。

一 九州国立博物館に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及  
び保存並びに公文書の開示等に関すること。

（男女共同参画推進課の所掌事務）

第二十七条 第七条第二項に規定する新社会推進部男女共同参画推進課の各係ことの所  
掌事務は、次のとおりとする。

一 参画推進係

イ 福岡県男女共同参画推進条例（平成十三年福岡県条例第四十三号）の施行に関  
すること。

ロ 男女共同参画の推進に関する総合的企画、調査及び調整に関すること。

ハ その他女性の地位の向上等に関すること。

ニ 庶務に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

ヘ 女性相談所に関すること。

ト 福岡県男女共同参画センターに関すること。

チ 財団法人福岡県女性財団に関すること。

二 女性支援係

イ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第六号に規定する第一種社会福祉事業に関すること。

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の施行に関すること。

ハ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に関すること。

（生活安全課の所掌事務）

第二十八条 第七条第二項に規定する新社会推進部生活安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。

二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条の規定に基づく市町村の交通安全対策特別交付金に関すること。

三 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の施行に関すること。

四 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関すること。

五 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること。

六 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の施行に関すること。

七 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。

八 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

九 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。

十二 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の施行に関すること。

十三 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）の施行に関すること。

十四 福岡県消費生活条例（昭和五十二年福岡県条例第八号）の施行に関すること。

十五 福岡県安全・安心まちづくり条例（平成十九年福岡県条例第七十号）の施行に関すること。

十六 交通安全対策の総合企画、連絡、調整及び推進に関すること。

十七 交通安全思想の普及に関すること。

十八 交通事故をなくす県民運動に関すること。

十九 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関すること。

二十 消費者行政の総合企画及び調整に関すること。

二十一 消費生活に関する調査及び統計に関すること。

二十二 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。

二十三 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

二十四 消費生活及び物価に係る啓発及び情報の提供に関すること。

二十五 生活関連物資等の価格動向及び需給状況の監視調査に関すること。

二十六 生活関連物資等の価格及び需給に係る相談及び苦情の処理に関すること。

二十七 消費者教育に関すること。

二十八 商品等の試験、検査等に関すること。

二十九 庶務に関すること。

三十 財務会計に関すること。

三十一 福岡県交通事故相談所に関すること。

2 生活安全課交通安全係の所掌事務は、前項第二号、第六号、第十六号から第十八号まで及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務とする。

3 生活安全課安全企画係の所掌事務は、第一項第十三号、第十五号及び第十九号に掲げる事務とする。

（国際交流局交流第一課の所掌事務）

第二十九条 第七条第二項に規定する新社会推進部国際交流局交流第一課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 国際交流の総合企画、調査及び調整に関すること。

二 海外協力に関すること。

三 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、東アジアに関すること。  
 四 姉妹友好提携を行った海外の自治体等との交流に関する事務のうち、東アジアに関すること。

五 一般渉外に関すること。  
 六 在外県人の援護に関すること。  
 七 通訳及び翻訳に関すること。

八 その他国際交流に関する事務のうち、東アジアに関すること。  
 九 庶務に関すること（新社会推進部国際交流局交流第二課に係るもの（公印の管守

、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。）を含む。）。

十 財務会計に関すること。

十一 パスポートセンターに関すること。

十二 財団法人福岡県国際交流センターに関すること。

十三 国連ハビタット福岡事務所の支援に関すること。

2 国際交流局交流第一課渉外係の所掌事務は、前項第五号から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げる事務とする。

（国際交流局交流第二課の所掌事務）

第三十条 第七条第二項に規定する新社会推進部国際交流局交流第二課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二 姉妹友好提携を行った海外の自治体等との交流に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 移住関係団体の指導及び連絡調整に関すること。

四 その他国際交流に関する事務のうち、他課に属しないこと。

五 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

六 財務会計に関すること。

第二章第一節第二款第三目の次に次の二目を加える。

第三目の二 保健医療介護部の所掌事務

（保健医療介護総務課の所掌事務）

第三十一条 第七条第二項に規定する保健医療介護部保健医療介護総務課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務係

イ 統計法の規定に基づく指定統計のうち、人口動態調査、医療施設調査、患者調査及び国民生活基礎調査に関すること。

ロ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の規定に基づく保健所の事業成績の報告に関すること。

ハ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の施行に関する事務のうち、医師届出に関すること。

ニ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の施行に関する事務のうち、歯科医師届出に関すること。

ホ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関する事務のうち、病院報告に関すること。

ヘ 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）の施行に関する事務のうち、薬剤師届出に関すること。

ト 庶務に関すること。

チ 保健福祉環境事務所及び保健環境研究所に関すること。

リ 保健福祉に係る情報システムの総合企画に関すること。

又 保健福祉に係る統計及び情報化の推進に関すること。

ル 保健環境研究所に係る試験研究その他の事業の連絡調整に関する事務のうち、保健医療介護部の分掌事務に係るものに関すること。

ヲ 保健医療介護部各課の連絡調整に関すること。

ワ 保健医療介護部に属する事務で他課に属しないこと。

二 管理係

イ 保健医療介護部に係る人事に関する事務の総括に関すること。

ロ 自治医科大学への派遣学生に関すること。

三 予算係

イ 保健医療介護部に係る予算の総括に関すること（特別会計及び病院事業の財務

に係るものを除く。)

ロ 財務会計に関すること。

ハ 保健医療介護行政の総合企画、調査及び調整に関すること。  
(健康増進課の所掌事務)

第三十一条の二 第七条第二項に規定する保健医療介護部健康増進課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 疾病対策係

イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の施行に関する事務のうち、同法第二十一条の五の規定による医療の給付に関すること。

ロ らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)の施行に関すること。

ハ 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四十号)の施行に関すること。

ニ 肝炎総合対策に関すること。

ホ 疾病対策に係る事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ヘ 特定疾患に関すること。

ト 病院事業の財務に関すること。

チ 庶務に関すること。

リ 財務会計に関すること。

又 精神保健福祉センター及び県立精神医療センター太宰府病院に関すること。

二 健康栄養係

イ 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の施行に関すること。

ロ 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関すること。

ハ 健康増進法(平成十四年法律第三百三十三号)の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ニ 健康増進に関すること。

ホ 地域保健に関する思想の普及向上に関すること。

三 保健事業係

イ 地域保健法の施行に関する事務のうち、市町村保健センター及び人材確保支援計画に関すること。

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の施行に関する事務のうち、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者医療広域連合が行う被保険者の健康の保持増進のための事業に関すること。

ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の施行に関すること。

ニ 健康増進法の施行に関する事務のうち、同法第十八条第二項及び第十九条の規定による健康増進事業に関すること。

ホ 医療社会事業の向上及び増進に関すること。

ヘ 成人保健に関すること。

ト 保健福祉環境事務所保健師活動の指導に関すること。

チ 市町村保健師活動の指導に関すること。

四 母子保健係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童の保健並びに身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育指導に関すること。

ロ 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

五 精神保健係

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の施行に関すること。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第七号に規定する第二種社会福祉事業に関すること。

ハ 精神保健福祉士法(平成九年法律第三百三十一号)の施行に関すること。  
(保健衛生課の所掌事務)

第三十一条の三 第七条第二項に規定する保健医療介護部保健衛生課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 営業指導係

イ 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の施行に関すること。

口 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の施行に関する  
と。

ハ 興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）の施行に関する  
こと。

ニ 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の施行に関する  
こと。

ホ 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）の施行に関する  
こと。

ヘ クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の施行に関する  
こと。

ト 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の施行に関する  
こと。

チ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第  
百六十四号）の施行に関する  
こと。

リ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）  
の施行に関する  
こと。

ヌ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十三年厚生省令第三  
十八号）の規定に基づく公衆浴場の入浴料金に関する  
こと。

ル 飲用井戸水等衛生対策に関する  
こと。

ヲ 庶務に関する  
こと。

ヰ 財務会計に関する  
こと。

カ 食肉衛生検査所に関する  
こと。

二 食品衛生係

イ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の施行に関する事務のうち、  
他係に属しない  
こと。

ロ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）の施行に関する  
こと。

ハ 健康増進法の施行に関する事務のうち、特別用途食品の検査取締りに関する  
こと。  
と。

ニ 福岡県食品取扱条例（昭和二十八年福岡県条例第四十七号）の施行に関する  
こと。  
と。

三 乳肉衛生係

イ 食品衛生法の施行に関する事務のうち、乳肉及び水産食品に関する  
こと。

ロ 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）の施行に関する  
こと。

ハ 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関する  
こと。

ニ と畜場法（昭和二十八年法律第一百四号）の施行に関する  
こと。  
ホ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第一百五号）の施行に  
関する  
こと。

ヘ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の  
施行に関する  
こと。

ト 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）の施行に関する事務  
のうち、と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等に関する  
こと。

チ 福岡県ふぐ取扱条例（昭和五十三年福岡県条例第三十八号）の施行に関する  
こと。  
と。

リ 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十三年福岡県条例第三十九号）  
の施行に関する  
こと。

ヌ 財団法人福岡県動物愛護センターに関する  
こと。

四 感染症係

イ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に関する  
こと。

ロ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百  
十四号）の施行に関する  
こと。

ハ 健康危機管理の総括に関する  
こと。

（医療指導課の所掌事務）

第三十一条の四 第七条第二項に規定する保健医療介護部医療指導課の各係ごとの所掌  
事務は、次のとおりとする。

一 医務係

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法  
律第二百七十七号）の施行に関する  
こと。

ロ 医師法の施行に関する事務のうち、他課に属しない  
こと。

ハ 歯科医師法の施行に関する事務のうち、他課に属しない  
こと。

ニ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関する  
こと。

ホ 医療法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しない  
こと。

ヘ 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の施行に関する  
こと。

ト 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）の施行に関する  
こと。

チ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）の施行に関する  
こと。

リ 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の施行に関すること。

又 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）の施行に関すること。

ル 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、病床転換助成事  
業に関すること。

ヲ 言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）の施行に関すること。

ワ 庶務に関すること。

カ 財務会計に関すること。

二 医療指導係

イ 医療法の施行に関する事務のうち、放射線及び医療監視に関すること。

ロ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。

ハ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の施行に関する  
こと。

ニ 医療相談に関すること。

三 地域医療係

イ 離島振興法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関すること。

ロ 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関する  
こと。

ハ 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）の施行に関すること

ニ 無医地区等の診療に関すること。

ホ 救急医療体制の整備に関すること。

ヘ 歯科保健に関すること。

ト 母子保健法の施行に関する事務のうち、同法第二十条の二の規定による医療施  
設の整備に関すること。

四 看護指導係

イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三三号）の施行に関すること。

ロ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行に

関すること。

ハ 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年  
福岡県条例第五十七号）の施行に関すること。

（薬務課の所掌事務）

第三十一条の五 第七条第二項に規定する保健医療介護部薬務課の各係ごとの所掌事務  
は、次のとおりとする。

一 薬事係

イ 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）の施行に関する事務のうち、他課及  
び他係に属しないこと。

ロ 献血推進事業に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 監視係

イ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）の施行に関する事務のう  
ち、取締りに関すること。

ロ 薬事法の施行に関する事務のうち、医薬品の検査及び監督に関すること。

ハ 薬剤師法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ニ 薬事経済調査に関すること。

三 生産指導係

イ 統計法の規定に基づく指定統計のうち、薬事工業生産動態統計調査に関するこ  
と。

ロ 毒物及び劇物取締法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十  
号）の施行に関すること。

ニ 薬事法の施行に関する事務のうち、医薬品等の製造販売業及び製造業の許可、  
製造販売の承認、製造管理及び品質管理基準の適合性の調査、休廃止等の届出、  
管理者等の変更命令並びに許可の取消し等に関すること。

ホ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二  
号）の施行に関すること。

へ 医薬品等の生産指導に関すること。  
ト 薬剤の需給に関すること。

四 麻薬係

- イ 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）の施行に関すること。
- ロ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の施行に関すること。
- ハ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の施行に関すること。
- ニ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の施行に関すること。
- ホ 薬物乱用防止対策に関すること。

（医療保険課の所掌事務）

第三十一条の六 第七条第二項に規定する保健医療介護部医療保険課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の施行に関する事務のうち、保険給付（保健医療機関等の指導及び報告等に係るものを除く。）、指定市町村の安定化計画、審査請求及び保健事業に関すること。
- 二 国民健康保険法の施行に関する事務のうち、保健医療機関等の指導及び報告等並びに監督に関すること。

三 国民健康保険法の施行に関する事務のうち、費用（特定健康診査等に要するものを除く。）の負担に関すること。

四 前三号に掲げる事務のほか、国民健康保険法の施行に関する事務のうち他課に属しないこと。

五 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、医療費適正化の推進に関すること（特定健康診査等基本指針等に係るものを除く。）。

六 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、前期高齢者に係る保険者間の費用の負担の調整に関すること。

七 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、後期高齢者医療制度に関すること（保険医療機関等の指導及び報告等、指定訪問看護事業者に対する指導及び審査請求に係るものを除く。）。

八 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、保健医療機関等の指導及び報告等に関すること。

九 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、審査請求に関すること。

十 第五号から前号までに掲げる事務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち他課に属しないこと。

十一 庶務に関すること。

十二 財務会計に関すること。

2 医療保険課財政係の所掌事務は、前項第三号、第四号、第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事務とする。

3 医療保険課保険審査係の所掌事務は、第一項第一号及び第九号に掲げる事務とする。

4 医療保険課保険指導係の所掌事務は、第一項第二号及び第八号に掲げる事務とする。

（高齢者支援課の所掌事務）

第三十一条の七 第七条第二項に規定する保健医療介護部高齢者支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画管理係

イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年福岡県条例第二十九号）の施行に関すること。

ハ 高齢化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ニ 高齢者の福祉に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ホ 庶務に関すること。

へ 財務会計に関すること。

二 施設整備係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第四号に規定する第二種社会福祉事業に関すること及び老人福祉法の施行に関する事務に従事する職員の訓練に関すること。

ロ 老人福祉法の施行に関する事務のうち、老人居宅生活支援事業に関すること。



八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の施行に関する事務のうち、地域支援事業に関すること。

二 高齢者の福祉に関する事務のうち、居宅の高齢者の支援に関すること。

ホ 高齢者虐待の防止及び認知症対策に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ヘ 老人福祉施設の整備に関すること。

ト 介護老人保健施設の整備に関すること。

### 三 施設運営係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第三号に規定する第一種社会福祉事業に関すること。

ロ 老人福祉法の施行に関する事務のうち、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること（施設の整備に関するものを除く。）。

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、同法第八十条及び第八十一条第一項に規定する指定訪問看護に関すること。

ニ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護老人保健施設に関すること（施設の整備及び指導監査に関するものを除く。）。

ホ 高齢者虐待の防止及び認知症対策に関する事務のうち、身体拘束廃止の推進に関すること。

### 四 監査指導係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る指導監査に関すること。

ロ 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に係る事務のうち、老人福祉施設に関すること。

### （介護保険課の所掌事務）

第三十一条の七の二 第七条第二項に規定する保健医療介護部介護保険課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

### 一 企画財政係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画、介護保険財政安定化基金並びに介護保険審査会に関すること。

ロ 介護保険法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ハ 庶務に関すること。

### 二 指定育成係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、市町村が行う要介護認定等に係る技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。

ロ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指定等に関すること（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）。

ハ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護支援専門員に関すること。

### 三 指導係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指導及び監査に関すること（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）。

ロ 地域密着型サービスの外部評価に関すること。

ハ 介護サービス情報の公表に関すること。

### 第三目の三 福祉労働部の所掌事務

（福祉総務課の所掌事務）  
第三十一条の七の三 第七条第二項に規定する福祉労働部福祉総務課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

### 一 総務係

イ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関すること。

ロ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の施行に関すること。

ハ 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の施行に関すること。

ニ 福祉労働部に係る人事に関する事務の総括に関すること。

ホ 庶務に関すること。

ヘ 福岡県総合福祉センターに関すること。

ト 福祉労働部各課の連絡調整に関すること。

### 二 予算係

イ 福祉労働部に係る予算の総括に関すること。

ロ 財務会計に関すること。

ハ 福祉労働行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

三 地域福祉係

イ 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の施行に関すること。

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ハ 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成二年福岡県条例第二十七号）の施行に関すること。

二 高齢者の福祉に関する事務のうち、高齢者の生きがいつくりに関すること。

四 監査指導係

イ 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に係る事務のうち、他課に属しないこと。

（子育て支援課の所掌事務）

第三十一条の七の四 第七条第二項に規定する福祉労働部子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育士に関すること。

二 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童の健全育成及び子育て支援に関する事務で他課に属しないこと。

三 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する放課後児童健全育成事業及び児童厚生施設を運営する事業に関すること。

四 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第二号に規定する保育所を運営する事業に関すること。

五 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の施行に関すること。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関すること。

七 児童福祉思想の普及啓発及び児童文化に関すること。

八 少子化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

九 庶務に関すること。

十 財務会計に関すること。

2 子育て支援課保育所係の所掌事務は、前項第四号、第六号、第九号及び第十号に掲げる事務とする。

（児童家庭課の所掌事務）

第三十一条の七の五 第七条第二項に規定する福祉労働部児童家庭課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理係

イ 庶務に関すること。

ロ 財務会計に関すること。

ハ 児童相談所及び県立児童福祉施設（福祉労働部障害者福祉課に係るものを除く。）に関すること。

二 児童福祉係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第二号に規定する第一種社会福祉事業（福祉労働部障害者福祉課に係るものを除く。）及び同条第三項第二号に規定する第二種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業、保育所及び児童厚生施設を運営する事業並びに福祉労働部障害者福祉課に係るものを除く。）並びに児童福祉法の施行に関する事務（福祉労働部子育て支援課及び障害者福祉課に係るものを除く。）に従事する職員の訓練に関すること。

ハ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。

二 家庭児童相談室に関すること。

三 母子福祉係

イ 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関すること。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第三号に規定する第二種社会福祉事業並びに母子及び寡婦福祉法の施行に関する事務に従事する職員の訓練に関すること。

ハ 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。

二 乳幼児及び母子家庭等の医療費の助成に関すること。

四 児童扶養手当係

- イ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関する事。
- ロ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- ハ 児童手当法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

（障害者福祉課の所掌事務）

第三十一条の七の六 第七条第二項に規定する福祉労働部障害者福祉課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画管理係

- イ 障害者福祉施策の企画、調査及び調整に関する事。
- ロ 庶務に関する事。

ハ 財務会計に関する事。

- 二 障害者更生相談所、県立障害者支援施設並びに県立児童福祉施設のうち肢体不自由児施設、盲児施設及びひろうあ児施設に関する事。

ホ 社会福祉法人福岡県厚生事業団に関する事。

二 自立支援係

- イ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

三 指定指導係

- イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第二号（障害児に係るものに限る。）、第三号の二、第四号及び第五号に規定する第一種社会福祉事業並びに同法第二条第三項第四号の二、第五号及び第六号に規定する第二種社会福祉事業に関する事。
- ロ 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者に関する事。

四 社会参加係

- イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児に関する事。
- ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関する事。
- ハ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の施行に関する事。

二 社会福祉法の施行に関する事務のうち、児童福祉法（障害児に係るものに限る。）、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関する事務に従事する職員

員の訓練に関する事。

- ホ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当に関する事を含む。）。
- ヘ 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の施行に関する事。
- ト 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、地域生活支援事業に関する事。

チ 福岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）の施行に関する事。

リ 福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

又 重度心身障害者の医療費の助成に関する事。

（保護・援護課の所掌事務）

第三十一条の七の七 第七条第二項に規定する福祉労働部保護・援護課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 調整係

- イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関する事。

ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 庶務に関する事。

二 財務会計に関する事。

二 保護企画係

- イ 生活保護法の施行に関する事務のうち、保護の実施要領の指導、指定医療機関の立入検査等、医療扶助運営要領の指導、指定介護機関の立入検査等、介護扶助運営要領の指導及び不服申立てに関する事。

口 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第一号に規定する第一種社会福祉事業に関する事。

八 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整に関する事並びに福岡県ホームレス自立支援計画の推進に関する事。

三 保護指導係

イ 生活保護法の施行に関する事務のうち、実施機関の監査及び指導に関する事。

口 社会福祉法の施行に関する事務のうち、生活保護法の施行に関する事務に従事する職員の訓練に関する事。

四 援護係

イ 在外公館等借入金の確認に関する法律（昭和二十四年法律第百七十三号）の施行に関する事。

口 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の施行に関する事。

八 引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の施行に関する事。

二 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の施行に関する事。

ホ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の施行に関する事。

ヘ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の施行に関する事。

ト 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の施行及びその他引揚者の援護に関する事。

チ 戦没者の慰霊に関する事。

リ 軍人軍属であつた者の身分上の取扱い及び遺骨遺品の伝達に関する事。

ヌ 毒ガス障害者に対する救援措置に関する事。

五 恩給係

イ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の施行に関する事。

口 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の施行に関する事。

八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の施行に関する事。

二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の施行に関する事。

ホ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の施行に関する事。

ヘ 軍人軍属であつた者及びその遺族の恩給に関する事。

ト 軍人軍属等であつた者の軍歴証明に関する事。

チ 軍人軍属等であつた者の叙位及び叙勲に関する事。

（労働局労働政策課の所掌事務）

第三十一条の七の八 第七条第二項に規定する福祉労働部労働局労働政策課の各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理係

イ 庶務に関する事。

口 福祉労働部労働局の予算の総括に関する事。

ハ 財務会計に関する事。

二 労働福祉事務所に関する事。

ホ 福祉労働部労働局各課の連絡調整に関する事。

二 企画調整係

イ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関する事。

口 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の規定に基づく労働協約の地域的の一般的拘束力及び福岡県労働委員会委員の任命に関する事。

ハ 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく調停又は仲裁の請求に関する事。

二 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の施行に関する事務のうち、他課に属しない事。

ホ 労働行政の総合企画、調査及び調整に関する事。

へ 労働教育に関すること。

ト 福岡県労働委員会との連絡に関すること。

三 労働福祉係

イ 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関すること。

ロ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の施行に関すること。

ハ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の施行に関すること。

二 個別労使紛争の解決の促進に関すること。

ホ 労働関係の調査等に関すること。

ヘ 労働福祉の推進に関すること。

ト 中小企業の労務管理の改善及び指導に関すること。

チ 労働金融に関すること。

リ 福岡県立北九州勤労青少年文化センターに関すること。

四 就業支援係

イ 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）の施行に関すること。

ロ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の施行に関すること。

ハ 旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業の就労対策に関すること。

（労働局新雇用開発課の所掌事務）

第三十一条の七の九 第七条第二項に規定する福祉労働部労働局新雇用開発課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画開発係

イ 新しい就業形態の開発に関すること。

ロ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の施行に関すること。

ハ 庶務に関すること（福祉労働部新雇用開発課新生活産業室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する）を除く。）を含む。）。

二 財務会計に関すること（福祉労働部新雇用開発課新生活産業室に係るものを含

む。）。

二 障害者雇用係

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の施行に関すること。

三 雇用均等・両立係

イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に関すること。

ロ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の施行に関すること。

ハ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の施行に関すること。

二 育児等退職者の就業支援に関すること。

（労働局新雇用開発課新生活産業室の所掌事務）

第三十一条の七の十 第七条の二に規定する福祉労働部労働局新雇用開発課新生活産業室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 新産業の育成及び振興に関すること。

二 庶務に関することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

（労働局職業能力開発課の所掌事務）

第三十一条の七の十一 第七条第二項に規定する福祉労働部労働局職業能力開発課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理係

イ 庶務に関すること。

ロ 財務会計に関すること。

ハ 高等技術専門校及び障害者職業能力開発校に関すること。

二 公共訓練係

イ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の施行に関する事務のうち、公共職業訓練に関すること。  
ロ 地域雇用開発促進法の施行に関する事務のうち、職業訓練に関すること。

三 技能振興係

- イ 職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。
- ロ 職業訓練団体に関すること。
- ハ 技能振興に関すること。

(人権・同和対策局調整課の所掌事務)

第三十七条の七の十二 第七条第二項に規定する福祉労働部人権・同和対策局調整課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理係

- イ 人権施策及び同和対策に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。
- ロ 庶務に関すること。
- ハ 人権・同和対策局の予算に関すること。

二 財務会計に関すること。

二 調整係

イ 福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例(平成七年福岡県条例第三十七号)の施行に関すること。

ロ 人権施策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ハ 福岡県人権教育・啓発施策策定会議に関すること。

ニ 福岡県人権施策推進懇話会に関すること。

ホ 同和対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ヘ 同和関係諸団体との連絡に関すること。

ト 福岡県同和対策会議に関すること。

チ 同和問題に係る啓発及び広報に関すること。

リ 福岡県人権啓発情報センターに関すること。

又 財団法人福岡県人権啓発情報センターに関すること。

三 事業係

イ 隣保館の整備及び運営指導に関すること。

ロ 地方改善施設整備に関すること。

ハ 同和地区改善施設に関すること。

ニ 低環境地区改善施設に関すること。

第三十一条の八を次のように改める。

(環境政策課の所掌事務)

第三十一条の八 第七条第二項に規定する環境部環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)の施行に関すること。

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)の施行に関すること。

四 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)の施行に関すること。

五 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号)の施行に関すること。

六 福岡県環境保全に関する条例(昭和四十七年福岡県条例第二十八号)の施行に関する事務のうち、県の環境の状況及び環境保全対策に関する報告に関すること。

七 環境部に係る人事に関する事務の総括に関すること。

八 環境部に係る予算の総括に関すること。

九 庶務に関すること。

十 財務会計に関すること。

十一 環境行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

十二 環境保全に係る国際協力に関すること。

十三 保健環境研究所に係る試験研究その他の事業の連絡調整に関する事務のうち、環境部の分掌事務に係るものに関すること。

十四 環境部各課の連絡調整に関すること。

十五 環境部に属する事務で他課に属しないこと。

2 環境政策課総務係の所掌事務は、前項第七号、第九号、第十四号及び第十五号に掲げる事務とする。

3 環境政策課予算係の所掌事務は、第一項第八号及び第十号に掲げる事務とする。

第三十一条の十一第一号中「自然保護係」を「野生生物係」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行に関する事。

ロ 希少野生生物の保護、その他生物多様性の確保に関する事。

第三十一条の十一第一号中八からへまでを削り、トを八とし、チを削り、リを二とし、又をホとし、同条第二号中へをトとし、イからホまでをロからへまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の施行に関する事。

第三十一条の十一第三号を次のように改める。

### 三 自然公園係

イ 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）の施行に関する事。

ロ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の施行に関する事。

八 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関する事務のうち、自然海浜の保全に関する事。

二 福岡県立自然公園条例（昭和三十八年福岡県条例第二十五号）の施行に関する事。

ホ 福岡県環境保全に関する条例の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しない事。

第二章第一節第二款第四目の二を削る。

第三十二条の二（見出しを含む。）中「商業・地域経済課」を「中小企業振興課」に改め、同条第二号中「物産・商業調整係」を「地場産業振興係」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、八からへまでを削り、トをロとし、チからルまでを八からへまでとし、同条第三号中八を削り、ロを八とし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行に関する事。

第三十二条の二第三号中ホをチとし、チの前に次のように加える。

ト 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事。

第三十二条の二第三号二中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、同二を同号へとし、同への前に次のように加える。

二 中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の施行に関する事。

法律（昭和五十二年法律第七十四号）の施行に関する事。

ホ 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）の施行に関する事。

第三十二条の三に見出しとして「（中小企業経営金融課の所掌事務）」を付し、同条第一項中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改め、同項第八号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行に関する事。

第三十二条の三第一項第十七号中「第十五号」を削り、同条第二項中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改め、同条第三項中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に、「第十五号」を「第十六号」に改め、同条第四項中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に、「第十一号及び第十六号」を「及び第十一号」に改める。

第三十三条の二第一号二中「こと」の下に「（商工部新産業・技術振興課新産業プロジェクト室に係るもの（公印の管守、職員の仕事、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事を含む。）を含む。）を加え、同号水中「こと」の下に「（商工部新産業・技術振興課新産業プロジェクト室に係るものを含む。）」を加え、同条第二号中八を削り、二を八とし、ホを二とし、へをホとし、同条の次に次の一条を加える。

（新産業・技術振興課新産業プロジェクト室の所掌事務）

第三十三条の三 第七条の二に規定する商工部新産業・技術振興課新産業プロジェクト室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 新たな産業の創出に係るプロジェクトの推進に関する事。

二 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の仕事、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

第三十四条第一号中二をホとし、イから八までをロからニまでとし、ロの前に次のように加える。

イ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定に基づく鉱業権の設定に係る協議に関すること。

第三十五条第一号八中「こと」の下に「（商工部企業立地課自動車産業振興室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）」を加え、同号二中「こと」の下に「（商工部企業立地課自動車産業振興室に係るものを含む。）」を加える。

第三十六条を次のように改める。

（企業立地課自動車産業振興室の所掌事務）

第三十六条 第七条の二に規定する商工部企業立地課自動車産業振興室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 自動車産業及びその関連産業の振興に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第二章第一節第二款第六目及び第七目を次のように改める。

第六目 農林水産部の所掌事務

（農林水産政策課の所掌事務）

第三十七条 第七条第二項に規定する農林水産部農林水産政策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務係

イ 農林水産部に係る人事に関する事務の総括に関すること。

ロ 庶務に関するもの（農林水産部農林水産政策課輸出促進室及び後継人材育成室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ハ 農林事務所及び農業大学校に関すること。

ニ 農林水産部各課の連絡調整に関すること。

ホ 農林水産部に属する事務で他課に属しないこと。

二 予算第一係

イ 農林水産部に係る予算の総括に関すること。

ロ 農林水産部の農林水産政策課、農林水産物安全課、園芸振興課及び水田農業振興課に係る予算に関すること。

ハ 財務会計に関するもの（農林水産部農林水産政策課輸出促進室及び後継人材育成室に係るものを含む。）。

三 予算第二係

イ 農林水産部の農山漁村振興課、団体指導課、経営技術支援課、畜産課及び農村整備課に係る予算に関すること。

四 予算第三係

イ 農林水産部の林業振興課、森林保全課、漁業管理課及び水産振興課に係る予算に関すること。

五 企画係

イ 農林水産行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 農林水産部に係る統計に関すること。

ハ 農林水産業動向に関すること。

ニ 農林水産業災害に係る被害報告の総括に関すること。

（農林水産政策課輸出促進室の所掌事務）

第三十八条 第七条の二に規定する農林水産部農林水産政策課輸出促進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 農林水産物等の輸出促進に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

（農林水産政策課後継人材育成室の所掌事務）

第三十九条 第七条の二に規定する農林水産部農林水産政策課後継人材育成室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）の規定に基づく協同農業普及事業のうち、農業者研修教育施設に関すること。

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。



三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の施行に関する事務のうち、福岡県林業労働力確保支援センターに係る就業支援に関すること。

四 農林水産業の後継人材育成に関すること。

五 農業者海外派遣に関すること。

六 庶務に関するこのうち、公印の管守、職員の仕事、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

（農山漁村振興課の所掌事務）

第四十条 第七条第二項に規定する農林水産部農山漁村振興課の各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画調整係

イ 農山漁村の活性化に係る企画及び調整に関すること。

ロ 庶務に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

二 中山間地域振興係

イ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の施行に関すること。

ロ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関すること。

ハ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の施行に関するこのうち、他課に属しないこと。

二 中山間地域等直接支払事業に関すること。

三 農業振興地域係

イ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の施行に関すること。

ロ 国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号）の施行に関するこのうち、他課に属しないこと。

ハ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

四 農地係

イ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定に基づく農事調停に関すること。

ロ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関すること。

ハ 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二 農業経営基盤強化促進法（平成五年法律第七十号）の施行に関する事務のうち、特定利用権の設定に関すること。

五 技術管理係

イ 農林水産部に係る工事の検査及び指導に関すること。

六 入札係

イ 農林水産部に係る工事の入札に関する事務のうち、他課に属しないこと。

（農林水産物安全課の所掌事務）

第四十一条 第七条第二項に規定する農林水産部農林水産物安全課の各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 食の安全係

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 庶務に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

二 病害虫防除所に関すること。

二 生産管理係

イ 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の施行に関すること。

ロ 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）の施行に関すること。

ハ 農作物の病害虫防除に関するこのうち、他課に属しないこと。

三 生産環境係

イ 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関するこのうち、他課に属しないこと。

ロ 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の施行に関するこのうち、他課に属しないこと。

ハ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）の施行に関するこのうち、他課に属しないこと。

二 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の施行に関する事

ホ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）の施行に関する事

ヘ 有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）の施行に関する事

ト 肥料の生産及び流通に関する事

チ 土壌の調査及び改良に関する事

リ 農業機械に関する事

（団体指導課の所掌事務）

第四十二条 第七条第二項に規定する農林水産部団体指導課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 団体指導係

イ 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の施行に関する事務のうち、共同利用施設に関する事

ニ 農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の施行に関する事

ホ 森林組合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）の施行に関する事

ヘ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）に関する事務のうち、農業協同組合に係るものに関する事

ト 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

チ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の施行に関する事

リ 庶務に関する事

又 財務会計に関する事

ル 財団法人福岡県農業振興推進機構に関する事

二 金融係

イ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三十六号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）の規定に基づく資金に関する事

ハ 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の施行に関する事

ニ 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）の施行に関する事

ホ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ヘ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行に関する事務のうち、就農支援資金に関する事

ト 農業近代化資金に関する事

チ 林業信用基金に関する事

リ 農林漁業金融公庫資金に関する事務のうち、他課に属しないこと。

又 その他農林業に係る金融に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 検査第一係

イ 農業協同組合法の施行に関する事務のうち、組合の常例検査に関する事

ロ 森林組合法の施行に関する事務のうち、組合の検査に関するもので他係に属しないこと。

四 検査第二係

イ 農業倉庫業法の施行に関する事務のうち、農業倉庫業者の検査に関する事

ロ 農業協同組合法の施行に関する事務のうち、組合及び農事組合法人の検査に関するもので他係に属しないこと。

ハ 森林組合法の施行に関する事務のうち、組合の常例検査に関する事

五 農業共済係

イ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の施行に関する事

（園芸振興課の所掌事務）

第四十三条 第七条第二項に規定する農林水産部園芸振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 流通振興係

イ 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 福岡県卸売市場条例（昭和四十六年福岡県条例第四十六号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 農産物（畜産物を除く。）の流通に係る企画及び調整に関すること。

ニ 青果物等の流通に関する事務のうち他係に属しないこと。

ホ 庶務に関すること。

ヘ 財務会計に関すること。

二 果樹係

イ 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の施行に関すること。

ロ 果樹の生産に関すること。

ハ 果樹苗木の生産及び流通に関すること。

三 野菜係

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）の施行に関すること。

ロ 野菜（いも類を含む。）の生産に関すること。

四 花き係

イ 種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定に基づく県育成農産品種の許諾に関すること。

ロ 花きの生産及び流通に関すること。

ハ 花き団体の育成指導に関すること。

五 特産・加工係

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、畳表に関すること。

ロ 福岡県畳表格付条例（昭和四十八年福岡県条例第三十五号）の施行に関すること。

ハ 茶、い草等特用農産物の生産、加工及び流通に関すること。

二 農産物の加工に関すること。

（水田農業振興課の所掌事務）

第四十三条の二 第七条第二項に規定する農林水産部水田農業振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 食糧係

イ 中小企業等協同組合法の施行に関する事務のうち、米穀販売業者が組織する中小企業協同組合に関すること。

ロ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 米消費拡大対策に関すること。

ニ 庶務に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

二 農産係

イ 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の施行に関すること。

ロ 米麦の生産及び品質改善に関すること。

ハ 大豆の生産及び流通に関すること。

三 水田振興係

イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する事務のうち、米穀の生産調整に関すること。

ロ 水田農業の振興に関すること。

四 生産構造改善係

イ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の施行に関すること。

ロ 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 経営構造対策事業に関すること。

（経営技術支援課の所掌事務）

第四十三条の三 第七条第二項に規定する農林水産部経営技術支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 経営総務係

イ 庶務に関する事。  
ロ 財務会計に関する事。

ハ 農業総合試験場及び普及指導センターに関する事。

ニ 農林水産部に属する人権・同対策に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二 経営企画係

イ 農業改良助長法の規定に基づき協同農業普及事業のうち、他課及び他係に属しないこと。

ロ 農業改良助長法の規定に基づき協同農業普及事業の企画及び調整に関する事。

ハ 農業改良助長法の規定に基づき普及指導員資格試験に関する事。

三 経営支援係

イ 農業改良助長法の規定に基づき協同農業普及事業のうち、農業経営の育成及び農村生活の改善に関する事。

ロ 農業改良資金、農林漁業金融公庫資金等の融資対象事業の指導に関する事。

四 研究調整係

イ 農業改良助長法の施行に関する事務のうち、農業に関する試験研究の助長に関する事。

ロ 農業総合試験場の試験研究課題の調整に関する事。

ハ 農業技術振興戦略会議に関する事。

ニ 農業総合試験場との総合的な連絡及び調整に関する事。

(畜産課の所掌事務)

第四十三条の四 第七条第二項に規定する農林水産部畜産課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画流通係

イ 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の施行に関する事。

ロ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）の施行に関する事務のうち、生乳等の取引に関する事。

ハ 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）の施行に関する事。

ニ 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の施行に関する事。

ホ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）の施行に関する事。

ヘ 卸売市場法の施行に関する事務のうち、畜産物に関する事。

ト 福岡県卸売市場条例の施行に関する事務のうち、畜産物に関する事。

チ 畜産行政に関する総合企画、調査及び調整に関する事。

リ 地域畜産振興に関する事。

ヌ 畜産物の流通に関する事。

ル 学校給食用牛乳に関する事。

ヲ 庶務に関する事。

ヰ 財務会計に関する事。

カ 家畜保健衛生所に関する事。

二 環境飼料係

イ 牧野法（昭和二十五年法律第九十四号）の施行に関する事。

ロ 飼料の安全性の確保及び品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の施行に関する事。

ハ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律（平成十一年法律第一百十二号）の施行に関する事。

ニ 畜産経営の環境整備事業に関する事。

ホ 畜産環境保全に関する事。

ヘ 流通飼料及び飼料作物に関する事。

ト 草地の造成及び改良に関する事。

三 生産係

イ 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の施行に関する事。

ロ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 養ほう振興法（昭和三十年法律第八十号）の施行に関する事。

ニ 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の施行に関する事。

- ホ 家畜の導入に関すること。
  - ヘ 肉用牛の振興に関すること。
  - ト 畜産経営技術の改善に関すること。
- 四 衛生係
- イ 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の施行に関すること。
  - ロ 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）の施行に関すること。
  - ハ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の施行に関すること。
  - ニ 薬事法の施行に関する事務のうち、動物用医薬品等の取締りに関すること。
  - ホ 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の施行に関すること。

- ヘ 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
  - ト 福岡県獣医師修学資金貸与条例（平成五年福岡県条例第九号）の施行に関すること。
  - チ 家畜衛生の向上に関すること。
- （農村整備課の所掌事務）
- 第四十三条の五 第七条第二項に規定する農林水産部農村整備課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 農村総務係
  - イ 農業農村整備事業に係る用地買収、損失補償及び登記に関すること。
  - ロ 庶務に関すること。
  - ハ 財務会計に関すること。
  - ニ 農地開発事務所に関すること。
  - 二 管理係
  - イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。
  - ロ 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、交換分合に関すること。
  - ハ 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）の施行に関する事務のうち、

- 二 市民農園整備促進法の施行に関する事務のうち、交換分合に関すること。
  - ホ 土地改良事業に係る農林漁業金融に関すること。
  - ヘ 県営土地改良事業に係る公共農業用施設（用地を含む。）の維持管理に関すること。
- 三 計画係
- イ 集落地域整備法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。
  - ロ 農業農村整備事業に係る総合企画及び調整に関すること。
  - ハ 農業農村整備事業に係る調査及び計画に関すること。

- 四 国営事業対策係
  - イ 土地改良法の規定に基づく国営土地改良事業に要する費用の負担及び国有の公共農業用施設に係る管理の受託に関すること。
  - ロ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）の規定に基づかんがい排水に係る業務に要する費用の負担に関すること。
  - ハ 国営の土地改良事業等の調整及び促進に関すること。
  - ニ 国営付帯県営土地改良事業等に係る調整に関すること。
  - ホ 農業水利の調査及び調整に関すること。
- 五 基盤整備係
- イ 土地改良法の施行に関する事務のうち、かんがい排水事業及びほ場整備事業に関すること（農業農村の整備のため、これらに準じて施行される事業を含む。以下第六号イ及び第七号イにおいて同じ。）。

- 六 農村整備係
  - イ 土地改良法の施行に関する事務のうち、農村総合整備事業、農道整備事業、中山間総合整備事業及び農山漁村活性化整備事業に関すること。
  - ロ 農業集落排水事業に関すること。
  - ハ 農村環境整備事業に関すること。
- 七 農地保全係
- イ 土地改良法の施行に関する事務のうち、農地防災事業及び公害防除特別土地改良事業に関すること。
  - ロ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定に基づ

く農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関すること。

八 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の施行に関する事務のうち、土地改良事業並びに農地の保全のための施設の存する地域に係る海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業に関すること。

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の施行に関する事務のうち、農地の保全に係る地すべり等防止事業に関すること。

ホ 筑後平野南部地区地盤沈下・海底陥没総合対策に関すること。

（林業振興課の所掌事務）

第四十三条の六 第七条第二項に規定する農林水産部林業振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 林業総務係

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定に基づく林業普及指導事業に関すること。

ロ 森林林業の試験研究に係る調整に関すること。

ハ 庶務に関すること。

二 財務会計に関すること。

ホ 森林林業技術センターに関すること。

ヘ 財団法人福岡県水源の森基金に関すること。

二 木材流通係

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、木材に関すること。

ロ 木材の利用促進に関すること。

三 特産・振興係

イ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）の施行に関すること。

ロ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の施行に関する事務のうち、基本構想に関すること。

ハ 林業労働力の確保の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二 特用林産物の振興に関すること。

ホ 林業の構造改善に関すること。

四 造林係

イ 森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の施行に関すること。

ロ 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の施行に関すること。

ハ 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の施行に関すること。

二 民有林の造林に関すること。

ホ 林業種苗の需給に関すること。

ヘ 分収造林に関すること。

ト 林木の育種に関すること。

チ 林業種苗団体の育成及び指導に関すること。

五 林道係

イ 林道に関すること。

六 緑化係

イ 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）の施行に関すること。

ロ 環境緑化に係る造成事業及び技術指導に関すること。

ハ 樹芸木の生産及び振興に関すること。

二 樹芸木団体の育成及び指導に関すること。

ホ 森林環境税事業に係る事務のうち、提案公募型事業に関すること。

ヘ 福岡県立森林公園に関すること。

ト 福岡県緑化センターに関すること。

（森林保全課の所掌事務）

第四十三条の七 第七条第二項に規定する農林水産部森林保全課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 保安林係

イ 森林法の施行に関する事務のうち、保安林及び保安施設地区（次号に規定する保安施設事業に係るものを除く。）に関すること。

ロ 庶務に関すること。

八 財務会計に関すること。

二 治山係

イ 森林法の規定に基づく保安施設事業に関すること。

ロ 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、林野に関すること。

ハ その他治山事業に関すること。

三 森林計画係

イ 森林法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 林野整備に関する事務のうち、他課に属しないこと。

四 森林再生係

イ 森林環境税事業に係る事務のうち、他課に属しないこと。

五 開発指導係

イ 森林法の施行に関する事務のうち、開発行為に関すること。

ロ 福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第二十七号）の施行に関すること。

ハ その他林地保全に関すること。

六 県営林係

イ 県営林の経営、管理及び処分に関すること。

ロ 県営林造成事業振興基金に関すること。

（漁業管理課の所掌事務）

第四十三条の八 第七条第二項に規定する農林水産部水産局漁業管理課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 水産総務係

イ 福岡県漁港管理条例（昭和三十九年福岡県条例第七十号）の施行に関する事務のうち、指定管理者に関すること。

ロ 庶務に関すること（農林水産部水産局水産振興課に係るもの（公印の管守、職員の手帳、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。）を含む。）。

ハ 農林水産部水産局の予算の総括に関すること。

二 財務会計に関すること。

ホ 水産海洋技術センターに関すること。

ヘ 財団法人福岡県栽培漁業公社に関すること。

ト 水産業に関する施策の調査及び調整に関すること。

チ 農林水産部の水産業に関する事務で他課及び他係に属しないこと。

二 漁協指導第一係

イ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の施行に関する事務のうち、検査及び監督に関すること。

三 漁協指導第二係

イ 水産業協同組合法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の施行に関すること。

ハ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の施行に関する事務のうち、水産業に係るものに関すること。

二 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）の施行に関すること。

ホ 漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）の施行に関すること。

ヘ 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）の施行に関すること。

ト 漁業経営の改善及び再建整備に係る特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の施行に関すること。

チ 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の施行に関すること。

リ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の施行に関する事務のうち、漁業経営構造改善の融資事業に関すること。

又 その他漁業に係る金融に関すること。

ル 財団法人福岡県豊前海漁業振興基金に関すること。

四 漁業調整係

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の施行に関する事務のうち

、他課及び他係に属しないこと。

八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に

あるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の規定に基づく漁業補償に関する法律

二 自衛隊法の規定に基づく漁船の操業の制限又は禁止に係るものに関する法律

ホ 漁業と遊漁の調整に関する法律

へ 福岡県筑前海区漁業調整委員会、福岡県有明海区漁業調整委員会及び福岡県豊前海区漁業調整委員会との連絡調整に関する法律

五 資源管理係

イ 漁業法の施行に関する事務のうち、漁業取締りに関すること。

ロ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の施行に関する法律

ハ 水産資源保護法の施行に関する事務のうち、海面漁業に係る保護水面の管理に関する法律

ニ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の施行に関する法律

ホ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の施行に関する事務のうち、資源管理協定に係るものに関する法律

へ 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の施行に関する法律

ト 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関する法律

チ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の施行に関する法律

リ 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）の施行に関する法律

（水産振興課の所掌事務）

第四十三条の九 第七条第二項に規定する農林水産部水産局水産振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 施設管理係

イ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち、漁港区域に係るものに関する法律

ロ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十七年法律第二百九号）の規定に基づく漁港施設の災害復旧事業のうち、漁港に係るものの事務に関する法律

ニ 海岸法の施行に関する事務のうち、漁港区域に係るもので、他係に属しないこと。

ホ 砂利採取法の施行に関する事務のうち、漁港区域に係る採取計画の認可等に関する法律

へ 福岡県漁港管理条例の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ト 農林水産省所管の国有財産のうち、漁港区域及び漁港に係る海岸保全区域に係るものに関する法律

チ 漁港修築事業、漁港局部改良事業、漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業等に関する事務のうち、他係に属しないこと。

リ 県が管理する漁港に係る工場の事務に関する法律

又 水産業の振興に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ル 庶務に関する事務のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する法律

ヲ 財務会計に関する法律

二 養殖流通係

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、水産物の規格に関する法律

ロ 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）の施行に関する法律

ハ 卸売市場法の施行に関する事務のうち、水産物に関する法律

ニ 水産基本法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ホ 福岡県卸売市場条例の施行に関する事務のうち、水産物に関する法律

ト 水産物の流通及び加工に関する法律



三 漁場整備係

イ 漁港漁場整備法の規定に基づく漁港漁場整備事業のうち、漁場関係整備に関すること。

ロ 海洋水産資源開発促進法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 沿岸漁業の指導及び振興に関する事務のうち、技術に関すること。

四 漁港整備係

イ 漁港漁場整備法の規定に基づく漁港漁場整備事業のうち、漁港整備に係るものの整備計画及び技術に関すること。

ロ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく漁港施設の災害復旧事業のうち、漁港に係るものの技術に関すること。

ハ 海岸法の規定に基づく漁港区域に係る海岸保全事業のうち、海岸保全施設整備に係るものの整備計画及び技術に関すること。

ニ 漁港修築事業、漁港局部改良事業、漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業等に関する事務のうち、整備計画及び技術に関すること。

ホ 県が管理する漁港に係る工事のうち、他係に属しないこと。

ヘ 漁港関係事業に係る企画、調査及び調整に関すること。

五 環境内水面係

イ 漁業法の施行に関する事務のうち、内水面漁業に係るもの（漁業取締りに係るものを除く。）に関すること。

ロ 水産資源保護法の施行に関する事務のうち、内水面漁業に係るものに関すること。

ハ 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の施行に関すること。

ニ 水産基本法の施行に関する事務のうち、沿岸漁業等に係る水産業改良普及事業に関すること。

ホ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）の施行に関すること。

ヘ 漁場環境及び水質保全に関すること。

ト 水産業普及指導員の任用資格及び研修に関すること。

チ 魚病対策に関すること。

リ 福岡県内水面漁場管理委員会の庶務に関すること。

又 その他内水面漁業の指導及び振興に関すること。

第七目 削除

第四十四条及び第四十五条 削除

第二章第一節第二款第九目の目名を次のように改める。

第九目 県土整備部の所掌事務

第五十条の見出し中「土木管理課」を「県土整備総務課」に改め、同条中「土木部土木管理課」を「県土整備部県土整備総務課」に改め、同条第一号ロ中「土木部」を「県土整備部」に改め、同号ハ中「土木関係法規」を「県土整備関係法規」に改め、同号ト中「土木部」を「県土整備部」に改め、同トを同号チとし、同号ヘ中「土木部」を「県土整備部」に改め、同ヘを同号トとし、同号ホ中「土木部」を「県土整備部」に改め、同ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 財務会計に関すること。

第五十条第二号イ中「土木部」を「県土整備部」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「土木部」を「県土整備部」に改め、同ハを同号ロとし、同条第三号イ中「土木部」を「県土整備部の企画交通課、」に改め、同条第四号イ中「土木部」を「県土整備部に、及び砂防課」を、「砂防課及び水資源対策課」に改める。

第五十条の二を次のように改める。

（企画交通課の所掌事務）

第五十条の二 第七条第二項に規定する県土整備部企画交通課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 指導係

イ 県土整備部に係る事業の総合的進行管理及び工事の工程管理の指導に関すること。

ロ 県土整備部に係る電算処理システムに関すること（設計積算システムに関するものを除く。）。

ハ 庶務に関すること（県土整備部企画交通課技術調査室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。）を含む。）。

二 財務会計に関すること（県土整備部企画交通課技術調査室に係るものを含む。）。

ホ 福岡県建設技術情報センターに関すること。  
ヘ 財団法人福岡県建設技術情報センターに関すること。

二 企画係

イ 県土整備行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 総合交通対策の企画、調査及び調整に関すること。

ハ 鉄道の整備促進に関するものうち、他課及び他係に属しないこと。

三 新幹線建設対策係

イ 九州新幹線の建設促進に関すること。

ロ 九州新幹線の建設に関連する公共事業等に係る調整に関すること。

第五十条の二の次に次の一条を加える。

（企画交通課技術調査室の所掌事務）

第五十条の二の二 第七条の二に規定する県土整備部企画交通課技術調査室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に関すること。

二 県土整備部に係る技術事項の企画、調査及び基準に関すること。

三 県土整備部に係る工事の検査及び指導に関すること。

四 県土整備部に係る電算処理システムに関すること（設計積算システムに関するものに限る。）。

五 県土整備部に係る工事の入札に関すること（事務委任規則別表の規定により、財務担当所長に委任されたものを除く。）。

六 県土整備部に属する事務のうち、土木技術に係るもので他課に属しないこと。

七 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第五十条の三から第五十五条までの規定中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第五十五条の次に次の二条を加える。

（水資源対策課の所掌事務）

第五十五条の二 第七条第二項に規定する県土整備部水資源対策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 調整係

イ 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の規定に基づく水資源開発水系の指定及び水資源開発基本計画に関すること。

ロ 独立行政法人水資源機構法の規定に基づく事業実施計画等に関すること。

ハ 水行政に係る連絡及び調整に関すること。

ニ 節水型水利用の推進に関すること。

ホ 庶務に関すること（県土整備部水資源対策課水道整備室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ヘ 財務会計に関すること（県土整備部水資源対策課水道整備室に係るものを含む。）。

二 計画係

イ 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。

ロ 広域利水計画の調整及び指導に関すること。

ハ 水利用の合理化に関すること。

ニ 地下水の利用及び保全に関すること。

ホ 工業用水の需給の調整に関すること。

三 振興係

イ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の施行に関すること。

ロ 水資源開発地域に係る振興計画の策定及び推進に関すること。

（水資源対策課水道整備室の所掌事務）

第五十五条の三 第七条の二に規定する県土整備部水資源対策課水道整備室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の施行に関すること。

二 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の施行に関すること。

三 その他水道に関する事。

四 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

第五十六条（見出しを含む。）中「建築都市管理課」を「建築都市総務課」に改め、同条第二号八を次のように改める。

八 建築都市部の建築都市総務課、建築指導課、住宅計画課、県営住宅課及び営繕設備課に係る予算に関する事。

第五十七条第二号八中「及び他係」を削り、同条第三号二を削る。

第五十八条第五号二中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第五十九条第三号イ中「（連続立体交差に関するものを除く。）」を削り、同号口中「（都市高速鉄道を除く。）」を削り、同号二を削り、同条第四号を削る。

第六十条（見出しを含む。）中「住宅課」を「住宅計画課」に改める。

第六十一条（見出しを含む。）中「住宅管理課」を「県営住宅課」に改める。

第六十一条の二（見出しを含む。）中「営繕課」を「営繕設備課」に改め、同条第一号二を次のように改める。

二 庶務に関する事。

第六十一条の二に次の二号を加える。

五 電気設備係

イ 建築都市部に係る工事の電気設備に関する事。

六 機械設備係

イ 建築都市部に係る工事の機械設備に関する事。

第六十一条の三を削る。

第二章第一節第二款第十一目の目名を次のように改める。

第十一目 会計管理局の所掌事務

第六十二条の見出し中「出納総務課」を「会計課」に改め、同条中「出納事務局出納総務課」を「会計管理局会計課」に改め、同条第一号八を削り、同号二中「調査及び調整」を削り、同二を同号八とし、同号中ホ及びヒを削り、トをニとし、チをホとし、同号り中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同りを同号へとし、同号中又をトと

し、同条第三号中「国費係」を「審査第一係」に改め、同号中へをルとし、ホをチとし、二をトとし、同号八中「関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同八を同号へとし、同号口中「関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同口を同号ホとし、同号イ中「関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同イを同号ニとし、同二の前に次のように加える。

イ 県費の支出負担行為の確認及び支出の審査に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ロ 基金に属する現金並びに公有財産又は基金に属する有価証券の出納の審査に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納の審査に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第六十二条第三号を第四号とし、同条第二号イ中「小切手の振り出しに関する事」を「他課及び他係に属しないこと」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 財務会計係

イ 財務会計制度に関する事務の総括に関する事。

ロ 会計事務の調査、調整及び指導に関する事。

ハ 財務担当所（福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）第二条に規定する財務担当所をいう。）の指定及び廃止に関する事（取引店の指定に関する事を含む。）。

二 出納員に関する事。

第六十二条に次の一号を加える。

五 審査第一係

イ 県費の支出負担行為の確認及び支出の審査に関する事務のうち、本庁（財務規則第二条に規定する本庁をいう。以下ロ及びハにおいて同じ。）の農林水産部、県土整備部、建築都市部及び会計管理局並びに福岡県警察本部、福岡県教育庁、福岡県監査委員事務局、福岡県人事委員会事務局、福岡県労働委員会事務局及び福岡県議会事務局（以下この号中「農林水産部等」という。）に係るものに関する事。

口 基金に属する現金並びに公有財産又は基金に属する有価証券の出納の審査に関する事務のうち、本庁の農林水産部等に係るものに関するもの。

八 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納の審査に関する事務のうち、本庁の農林水産部等に係るものに関するもの。

二 計算証明規則の規定に基づく計算書、証拠書類等の提出に関する事務のうち、農林水産省、国土交通省及び文部科学省（以下この号中「農林水産省等」という。）に係るものに関するもの（総務部及び新社会推進部に係るものを除く。）。

ホ 国費の支出負担行為の確認に関する事務のうち、農林水産省等に係るものに関するもの（総務部及び新社会推進部に係るものを除く。）。

ヘ 国費の支出に関する事務のうち、農林水産省等に係るものに関するもの（総務部及び新社会推進部に係るものを除く。）。

第六十三条中「本庁の課（ ）の下に「保健福祉環境事務所保護課（福岡県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県遠賀保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所にあつては保護第一課及び保護第二課、福岡県朝倉保健福祉環境事務所、福岡県糸島保健福祉環境事務所及び福岡県久留米保健福祉環境事務所にあつては総務企画課保護係、福岡県田川保健福祉環境事務所にあつては保護第一課、保護第二課、保護第三課、保護第四課及び保護第五課）については福祉労働部福祉総務課、」を加え、「農林事務所の森林土木課及び林務課については水産林務部林政課」を削り、「建築都市管理課」を「建築都市総務課」に改める。

第六十四条第二項の表福岡県競争入札制度審査会の項中「管財課」を「財産活用課」に改め、同表福岡県土地利用調整会議の項中「企画振興部地域政策課」を「企画・地域振興部広域地域振興課」に改め、同表福岡県産炭地域振興対策推進連絡会議の項中「企画振興部地域振興課」を「企画・地域振興部広域地域振興課」に改め、同表福岡県統計調査主任者会議の項中「行なう」を「行う」に、「企画振興部」を「企画・地域振興部」に改め、同表福岡県水行政連絡協議会の項から福岡県環境対策協議会の項までを削り、同表福岡県消費者行政連絡協議会の項中「生活労働部生活文化課」を「新社会推進部生活安全課」に改め、同表に次のように加える。

福岡県部差別事象発 生防止委員会	部差別事象の発生の防止に関する重要事項の審議に関するもの。	福祉労働部人権・同 和对策局調整課
福岡県環境対策協議会	環境保全対策に関する重要事項の連絡、審議及び調整に関するもの。	環境部環境政策課
福岡県水行政連絡協議会	水行政に関する事項の連絡調整及び審議に関するもの。	県土整備部水資源対 策課

第六十五条第一項第一号の表中

福岡県職員委員会	副知事、専門委員、選挙管理委員及び監査委員の懲戒の審査及び議決に関するもの。	総務部人事課
----------	--	--------

福岡県公益認定等 審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十一条の規定による公益認定の申請に対する処分に係る知事の諮問に応じて答申することその他同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	総務部行政経営企画課
福岡県職員委員会	副知事、専門委員、選挙管理委員及び監査委員の懲戒の審査及び議決に関するもの。	総務部人事課

改め、福岡県固定資産評価審議会の項から福岡県市町村合併調整委員の項までを削り、同表福岡県防災会議の項及び福岡県石油コンビナート等防災本部の項中「消防防災安全課」を「消防防災課」に改め、同表福岡県国民保護協議会の項中「（平成十六年法律第百一十二号）」を削り、「消防防災安全課」を「消防防災課」に改め、同表福岡県国土利用計画審議会の項及び福岡県土地利用審査会の項中「企画振興部地域政策課」を「企画・地域振興部広域地域振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県固定資産評価 審議会	地方税法第四百一条の二第二項及び第三項の規定による固定資産の評価に関する事項で知事その意見を求めたものについての調査審議に関するもの。	企画・地域振興部市 町村支援課
福岡県自治紛争処理委 員	地方自治法第二百五十一条の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停及び同法	企画・地域振興部市 町村支援課

福岡県市町村合併推進 審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、県における自主的な市町村の合併の推進に関する重要事項を調査審議すること。	企画・地域振興部市町村支援課合併支援室
福岡県市町村合併調整 委員	市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条の規定による合併協議会に係るあつせん及び調停に関すること。	企画・地域振興部市町村支援課合併支援室

第六十五条第一項第一号の表福岡県交通安全対策会議の項中「企画振興部交通対策課」を「新社会推進部生活安全課」に改め、同表福岡県社会福祉審議会の項から福岡県准看護師試験委員の項までを削り、同表福岡県生活衛生営業審議会の項中「保健福祉部生活衛生課」を「保健医療介護部保健衛生課」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議すること。	保健医療介護部医療指導課
福岡県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験を実施すること。	保健医療介護部医療指導課

第六十五条第一項第一号の表福岡県麻薬中毒審査会の項中「保健福祉部」を「保健医療介護部」に改め、同表福岡県国民健康保険審査会の項中「不服があるもの」を「不服がある者」に、「保健福祉部国保・援護課」を「保健医療介護部医療保険課」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県後期高齢者医療 審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十八条の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他の徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者の審査の請求に関する	保健医療介護部医療保険課
-------------------	--	--------------

第六十五条第一項第一号の表福岡県介護保険審査会の項中「保健福祉部」を「保健医療介護部」に改め、同表福岡県精神医療審査会の項の次に次のように加える。

福岡県社会福祉審議会	社会福祉法第七条第一項及び第二項の規定による社会福祉に関する事項並びに同法第十二条第一項の規定による児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関すること。	福祉労働部福祉総務課
福岡県障害者施策推進 協議会	障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十六条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	福祉労働部障害者福祉課

第六十五条第一項第一号の表福岡県職業能力開発審議会の項を削り、同表福岡県小売商紛争調停員の項中「商業・地域経済課」を「中小企業振興課」に改め、同表福岡県農業共済保険審査会の項中「第二十九条第一項」を削り、「第四百三十三条第二項」を「第四百三十三条の二」に、「農政部農業経済課」を「農林水産部団体指導課」に改め、同表福岡県森林審議会の項中「水産林務部治山課」を「農林水産部森林保全課」に改め、同表福岡県土地収用事業認定審議会の項及び福岡県地方港湾審議会の項中「土木部」を「県土整備部」に改め、同項第二号の表福岡県総合計画審議会の項中「企画振興部企画調整課」を「企画・地域振興部総合政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関すること。	新社会推進部社会活動推進課生涯学習室
福岡県青少年問題協議 会	青少年の指導、育成、保護、矯正等に関し必要な事項を調査審議すること。	新社会推進部青少年課
福岡県男女共同参画審 議会	知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項	新社会推進部男女共同参画推進課

福岡県消費生活審議会	項を調査審議し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について意見の具申を行うこと。	
福岡県消費生活条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、調停を行い、並びに消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議すること。	新社会推進部生活安全課	

第六十五条第一項第二号の表福岡県精神保健福祉審議会の項中「保健福祉部障害者福祉課」を「保健医療介護部健康増進課」に改め、同表福岡県障害者介護給付費等不服審査会の項を削り、同表福岡県薬事審議会の項中「保健福祉部」を「保健医療介護部」に改め、同表福岡県京築保健所運営協議会の項の次に次のように加える。

福岡県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第九十七条第一項に規定する市町村の介護給付費等に関する処分に係る審査請求について知事の諮問に応じて答申すること。	福祉労働部障害者福祉課
福岡県労働政策審議会	労働に関する重要事項（職業能力の開発に関する事項を除く。）について調査審議すること。	福祉労働部労働局労働政策課
福岡県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法第九十一条第一項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関すること。	福祉労働部労働局職業能力開発課

第六十五条第一項第二号の表中

福岡県消費生活審議会	福岡県消費生活条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、調停を行い、並びに消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議すること。	生活労働部生活文化課
福岡県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護、きょう正等に関して必要な事項を調査審議すること。	生活労働部青少年課
福岡県男女共同参画審議会	知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について	生活労働部男女共同参画推進課

を

福岡県労働政策審議会	労働に関する重要事項（職業能力の開発に関する事項を除く。）について調査審議すること。	生活労働部労働局労働政策課
福岡県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項について調査審議すること。	商工部商業・地域経済課

福岡県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項について調査審議すること。	商工部中小企業振興課
-----------------	---	------------

に

改め、同表福岡県中小企業対策審議会の項及び福岡県中小企業調停審議会の項中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改め、同表福岡県農業・農村振興審議会の項中「農政部農政課」を「農林水産部農林水産政策課」に改め、同表福岡県卸売市場審議会の項中「農政部農業経済課」を「農林水産部園芸振興課」に改め、同表福岡県酪農調査審議会の項中「福岡県酪農調査審議会」を「福岡県酪農調整審議会」に、「農政部」を「農林水産部」に改め、同表福岡県水防協議会の項中「土木部」を「県土整備部」に改め、同表福岡県県営住宅管理審議会の項中「住宅管理課」を「県営住宅課」に改める。

第四章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 新社会推進部に属する出先機関

第一款 アジア文化交流センター

(名称、内部組織及び位置)

第八十六条の二 福岡県立アジア文化交流センター条例の規定により設置されたアジア文化交流センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県立アジア文化交流センター	広報課 展示課 交流課	太宰府市石坂四丁目七番二号

(役付職員)

第八十六条の三 アジア文化交流センターに所長及び副所長を、同センターの各課に課

長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の四 アジア文化交流センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 広報課

イ 利用促進、広報に関する事。

ロ 情報に関する事。

ハ 庶務に関する事。

二 財務会計に関する事。

二 展示課

イ 展示に関する事。

ロ 展示資料等の収集・保存に関する事。

ハ 調査研究に関する事。

三 交流課

イ 交流に関する事。

ロ 地域との連携に関する事。

ハ 教育普及に関する事。

第二款 女性相談所

(名称、内部組織及び位置)

第八十六条の五 公の施設条例第十三条の二の規定により設置された女性相談所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県女性相談所	相談課 保護課	福岡市中央区

(役付職員)

第八十六条の六 女性相談所に所長を、同所の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の七 女性相談所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談課

イ 要保護女子に関する相談に関する事。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に関する事務のうち、配偶者暴力相談支援センターに関する事(保護課に係るものを除く。)

二 保護課

イ 要保護女子の家庭調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導並びにその一時保護に関する事。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に関する事務のうち、配偶者暴力相談支援センターに関する事(医学的又は心理学的指導及び一時保護に関する事に限る。)

ハ 庶務に関する事。

二 財務会計に関する事。

第三款 婦人保護施設

(設置、名称及び位置)

第八十六条の八 売春防止法第三十六条の規定に基づき、婦人保護施設を設置する。

2 婦人保護施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡婦人寮	大野城市

3 前項に規定する婦人保護施設は、知事が指定する者にその管理を委託するものとする。

第四款 パスポートセンター

(設置、名称、内部組織及び位置)

第八十六条の九 一般旅券の交付等の事務を行うため、パスポートセンターを設置する。

2 パスポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県パスポートセンター	福岡市中央区天神一丁目一番一号

3 パスポートセンターの内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県パスポートセンター北九州支所	北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
福岡県パスポートセンター久留米支所	久留米市合川町一六四二番地の一
福岡県パスポートセンター飯塚支所	飯塚市新立岩八番一号

(役付職員)

第八十六条の十 パスポートセンターに所長及び次長を、同センターの支所に支所長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の十一 パスポートセンター及び同支所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 パスポートセンター

イ 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の施行の総括に関する事。

ロ 庶務に関する事。

ハ 財務会計に関する事(支所に係るものを含む)。

二 支所

イ 旅券法の施行に関する事。

ロ 庶務に関する事。

第百四十条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第二十三号とし、第二十八号から第三十二号までを四号ずつ繰り上げる。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節 農林水産部に属する出先機関

第百六十二条の表福岡県福岡農林事務所の項中

「農地整備課

県営第一係

「農地整備課

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県朝倉農林事務所の項中

県営第三係

県営第二係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

団体営係

県営第一係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

「農地整備第一課

「農地整備第一課

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

県営第二係

県営第二係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

団体営係

県営第三係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

「農政課

「農政課

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

地域農政係

地域農政係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

農産園芸係

農産園芸畜産係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

畜産係

農産園芸畜産係

に改め、同表福岡県八幡農林事務所の項中

「農地整備第一課

「農地整備第一課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

団体営係

県営第二係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

「農地整備第二課

「農地整備第二課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第二係

県営第二係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

「農地整備第二課

「農地整備第二課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第二係

県営第二係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

「農地整備第二課

「農地整備第二課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

「農地整備第二課

「農地整備第二課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

「農地整備第二課

「農地整備第二課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

県営第一係

県営第一係

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

「農地整備第二課

「農地整備第二課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

「農地整備第二課

「農地整備第二課

に改め、同表福岡県筑後農林事務所の項中

八 県営第三係

「農地整備第二課

「農地整備第二課



(1) 県営土地改良事業等に関する事務であつて宗像市、古賀市、福津市及び糟屋郡の区域の農地防災事業に係るものに関する事。

(2) 土地改良法の施行に関する事務のうち、団体営土地改良事業に関する事。

(3) 農業集落排水事業に関する事。

(4) 農村環境整備事業に関する事。

(5) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定に基づく農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関する事。

第百六十四条第一項第五号二を削り、同条第二項第五号口及びハを次のように改める。

口 県営第一係

(1) 県営土地改良事業等に関する事務であつて久留米市の区域の農村総合整備事業に係るものに関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

ハ 県営第三係

(1) 県営土地改良事業等のうち、ため池等整備事業に関する事(農業用河川工作物の応急対策に係るもの及び農地開発事務所の所掌事務を除く)。

(2) 前項第五号ハに規定する事務のうち(2)から(5)までにに関する事。

第百六十四条第二項第六号を次のように改める。

六 農地整備第二課

イ 県営第一係

(1) 県営土地改良事業等のうち、かんがい排水事業、農道整備事業及び水環境整備事業に関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

(2) 県営土地改良事業等に関する事務であつて朝倉市の区域のほ場整備事業に係るものに関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

(3) 県営土地改良事業等に関する事務であつて小都市及び三井郡の区域の農村総合整備事業に係るものに関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

ロ 県営第二係

(1) 県営土地改良事業等のうち、中山間総合整備事業に関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

(2) 県営土地改良事業等に関する事務であつて久留米市の区域のほ場整備事業に

係るものに関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

(3) 県営土地改良事業等に関する事務であつてうきは市の区域の農村総合整備事業に係るものに関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

第百六十四条第三項第二号口中「農産園芸係」を「農産園芸畜産係」に改め、同号口(2)中「第三号イ」の下に「及びロ」を加え、同号ハを削り、同項第三号ハを次のように改める。

ハ 農地整備係

(1) 第一項第五号イに規定する事務

(2) 第一項第五号ハに規定する事務のうち(2)から(5)までにに関する事。

第百六十四条第三項第四号を次のように改める。

四 森林土木課

イ 前項第七号イに規定する事務

ロ 第一項第六号ハに規定する事務

第百六十四条第四項第四号中「農地計画係」を「農地計画課」に改め、同項第五号ハ(2)を次のように改める。

(2) 第一項第五号ハに規定する事務のうち(2)から(5)までにに関する事。

第百六十四条第五項第五号及び第六号を次のように改める。

五 農地整備第一課

イ 県営第一係

(1) 第一項第五号イ(2)に規定する事務

(2) 第二項第五号イに規定する事務

ロ 県営第二係

(1) 県営土地改良事業等のうち、農村総合整備事業に関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

ハ 県営第三係

(1) 県営土地改良事業等のうち、農業水利施設保全対策事業に関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く)。

(2) 第一項第五号ハに規定する事務のうち(2)から(5)までにに関する事。

六 農地整備第二課

イ 県営第一係

(1) 県営土地改良事業等のうち、かんがい排水事業及び公害防除特別土地改良事業に関するもの(農地開発事務所の所掌事務を除く。)

(2) 県営土地改良事業等のうち、ため池等整備事業に関するもの(農業用河川工作物の応急対策に係るもの及び農地開発事務所の所掌事務を除く。)

ロ 県営第二係

(1) 県営土地改良事業等のうち、湛水防除事業及び農業用河川工作物の応急対策に係るため池等整備事業に関するもの(農地開発事務所の所掌事務を除く。)

(2) 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、農業用施設に関するもの。

第百六十四条第六項第四号イを次のように改める。

イ 県営第一係

(1) 県営土地改良事業等のうち、他課及び他係に属しないこと(用地等の取得を除く。)

第百六十四条第六項第四号ロ中「水環境整備事業」を削り、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 第一項第五号八に規定する事務のうち(5)までにすること。

第百六十四条第六項第五号イを次のように改める。

イ 県営第一係

(1) 県営土地改良事業等のうち、土地改良総合整備事業に関するもの。

(2) 県営土地改良事業等に関する事務であつて行橋市、京都郡及び築上郡の区域のほ場整備事業に係るものに関するもの。

第百六十四条第六項第五号ロ(2)中「農地環境整備事業」を「農村活性化住環境総合整備事業」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二款 農業大学校

(名称、内部組織及び位置)

第百六十五条 公の施設条例第六十六条の規定により設置された農業大学校の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	福岡県農業大学校	内部組織	筑紫野市大字吉木字笹栗七六七番地
	総務課		
	教務部		

(役付職員)

第百六十六条 農業大学校に校長及び副校長を、同校の部に部長、教授、助教授及び講師を、同校の課に課長を置く。

(所掌事務)

第百六十七条 農業大学校の部及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

イ 庶務に関するもの。

ロ 財務会計に関するもの。

二 教務部

イ 農業者等の養成に関するもの。

ロ 学科課程及び授業時間に関するもの。

ハ 学生の募集並びに入学及び退学に関するもの。

ニ 学生の成績評価及び学籍に関するもの。

ホ 学生の自治、風紀その他補導に関するもの。

ヘ 学生の生活指導に関するもの。

ト 学生の保健衛生その他福利厚生に関するもの。

チ 研修科の研修課程及び研修に関するもの。

リ 研修科の募集並びに受講及び受講の取消しに関するもの。

又 寄宿舎の運営に関するもの。

第三款 病害虫防除所

(名称、内部組織、位置及び管轄区域)

第百六十八条 植物防疫法第三十二条第一項の規定により設置された病害虫防除所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
----	------	----	------

福岡県病害虫防除所	指導課	筑紫野市大字吉木四三三	福岡県全域
	予察課		

2 植物防疫の施設に関する条例（昭和二十七年福岡県条例第四十二号）第二条第二項の規定に基づき、病害虫防除所の支所を設置する。

3 支所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
福岡県病害虫防除所筑後支所	筑後市大字和泉六〇六番地一	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潁郡 八女郡
福岡県病害虫防除所行橋支所	行橋市中央一丁目二番一号	北九州市 中間市 行橋市 豊前市 遠賀郡 京都府 築上郡

（役付職員）

第百六十九条 病害虫防除所に所長を、同所の各課に課長を、同所の支所に支所長を置く。

（所掌事務）

第百七十条 病害虫防除所及び病害虫防除所の支所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 病害虫防除所

イ 指導課

- (1) 農薬取締法の施行に関する事務のうち、支所に属しないこと。
- (2) 病害虫防除に係る企画に関すること。
- (3) 市町村及び農業者又はその組織する団体が行う病害虫防除に対する指導及び協力に関する事務のうち、支所に属しないこと。
- (4) 病害虫防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに病害虫防除に必要な器具の修理に関する事務のうち、支所に属しないこと。
- (5) その他病害虫防除に関する事務のうち、支所に属しないこと。
- (6) 庶務に関すること。

ロ 予察課

- (1) 植物の検疫に関する事務のうち、支所に属しないこと。

二 病害虫防除所支所

- (2) 病害虫の発生予察に関する事務のうち、支所に属しないこと。
- (1) 農薬取締法の施行に関すること。
- (2) 市町村及び農業者又はその組織する団体が行う病害虫防除に対する指導及び協力に関すること。
- (3) 病害虫防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに病害虫防除に必要な器具の修理に関すること。
- (4) 植物の検疫に関すること。
- (5) 病害虫の発生予察に関すること。
- (6) その他病害虫防除に関すること。
- (7) 庶務に関すること。

第四款 農業総合試験場

（名称、内部組織及び位置）

第百七十一条 公の施設条例第七十一条の規定により設置された農業総合試験場の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県農業総合試験場	管理部 総務課 会計課 企画情報部 企画課 知的財産管理課 食品流通部 パイオテクノロジー部 土壌・環境部 病害虫部 農産部 野菜育種部 野菜栽培部 花き部 果樹部 家畜部 畜産環境部	筑紫野市大字吉木字大谷五八七番地

2 公の施設条例第七十一条第三項の規定に基づき、農業総合試験場の分場を設置する。

3 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県農業総合試験場 豊前分場	行橋市西泉二丁目四番一号
福岡県農業総合試験場 筑後分場	三潴郡大木町大字八町牟田一〇〇三
福岡県農業総合試験場 八女分場	八女郡黒木町大字本分三二六六の一
福岡県農業総合試験場 果樹苗木分場	久留米市田主丸町石垣一六の三

(役付職員)

第百七十二条 福岡県農業総合試験場に場長及び副場長を、同場の各部に部長を、管理部及び企画情報部の各課に課長を、農業総合試験場の分場に分場長及び次長を置く。

2 前項に規定するもののほか、福岡県農業総合試験場の各部（管理部を除く。）及び農業総合試験場の分場に専門研究員及び研究員を置く。

(所掌事務)

第百七十三条 福岡県農業総合試験場の内部組織の所掌事務及び農業総合試験場の分場ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県農業総合試験場

イ 管理部

(1) 総務課

(ア) 庶務に関すること。

(イ) 財務会計に関するもののうち、公有財産の管理及び処分に関すること（病害虫防除所に係るものを含む。）。

(2) 会計課

(ア) 財務会計に関するもののうち、他課に属しないこと（病害虫防除所に係るものを含む。）。

(イ) 財務会計に関するもののうち、他課に属しないこと（病害虫防除所に係るものを含む。）。

ロ 企画情報部

(1) 企画課

(ア) 農業に係る試験研究の総合企画及び調整に関すること。

(イ) 研究職員の研修に関すること。

(2) 知的財産管理課

(ア) 農業に係る知的財産権の取得の促進、保護及び活用に関すること。

(イ) 農業に係る試験研究の成果の管理に関すること。

(ウ) 農業技術に係る情報等の管理に関すること。

ハ 食品流通部

(1) 農業経営及び農業経済の調査研究に関すること。

(2) 農産物の利用加工技術の試験研究に関すること。

(3) 農産物の流通技術の試験研究に関すること。

ニ バイオテクノロジー部

(1) 農作物のバイオテクノロジーの試験研究に関すること。

ホ 土壌・環境部

(1) 土壌機能増進の試験研究に関すること。

(2) 土壌環境保全の試験研究に関すること。

(3) 農業用水及び残留農薬の試験研究に関すること。

(4) 土壌、肥料等の分析鑑定に関すること。

ヘ 病害虫部

(1) 農作物の病害虫の試験研究に関すること。

(2) 農作物の病害虫の発生予察手法の開発に関すること。

ト 農産部

(1) 稲及び麦類の育種及び品種の試験研究に関すること。

(2) 普通作物の栽培及び品質の試験研究に関すること。

(3) 普通作物の原々種の育成及び配布に関すること。

チ 野菜育種部

(1) 野菜の育種及び品種の試験研究に関すること。

(2) 野菜の原々種の育成及び配布に関すること。

リ 野菜栽培部

(1) 野菜の栽培の試験研究に関する事(野菜等栽培施設の環境制御及び機械化技術に係るものを含む)。

又 花き部

(1) 花きの育種、品種及び栽培の試験研究に関する事。  
(2) 花きの原々種の育成及び配布に関する事。

ル 果樹部

(1) 果樹の育種、品種及び栽培の試験研究に関する事。  
(2) 果樹母樹の育成及び配布に関する事。

ヲ 家畜部

(1) 畜産関係のバイオテクノロジーの試験研究に関する事。  
(2) 家畜及び家きんの改良、繁殖及び飼養管理の試験研究に関する事。  
(3) 種豚の育成、配布及び能力検定に関する事。  
(4) 種鶏、種雛及び種卵の配布及び能力検定に関する事。

ワ 畜産環境部

(1) 畜産の環境保全及び家畜の衛生の試験研究に関する事。  
(2) 飼料及び飼料作物の試験研究に関する事。  
(3) 飼料の分析鑑定に関する事。

二 福岡県農業総合試験場豊前分場

イ 普通作物及び野菜の品種及び栽培の試験研究に関する事。

ロ 果樹の育種、品種及び栽培の試験研究に関する事。

ハ 普通作物の原種の増殖及び配布に関する事。

ニ 庶務に関する事。

ホ 財務会計に関する事。

三 福岡県農業総合試験場筑後分場

イ 普通作物、野菜及びい草の品種及び栽培の試験研究に関する事。

ロ 普通作物の原種及びい草の原苗の増殖及び配布に関する事。

ハ い草の加工及び品質の試験研究に関する事。

ニ 庶務に関する事。

ホ 財務会計に関する事。

四 福岡県農業総合試験場八女分場

イ 茶樹の品種及び栽培の試験研究に関する事。

ロ 茶樹の病害虫の試験研究に関する事。

ハ 茶の製造及び品質の試験研究に関する事。

ニ 中山間地適作物の選定及び栽培の試験研究に関する事。

ホ 庶務に関する事。

ヘ 財務会計に関する事。

五 福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

イ 果樹苗木及び花木の育種、品種及び栽培の試験研究に関する事。

ロ 果樹苗木及び花木の無毒化の試験研究に関する事。

ハ 無毒化果樹母樹の育成及び配布に関する事。

ニ 果樹母樹のウイルス検査に関する事。

ホ 庶務に関する事。

ヘ 財務会計に関する事。

第五款 普及指導センター

(名称、内部組織、位置及び管轄区域)

第七十四条 公の施設条例第七十五条の規定により設置された普及指導センターの名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県福岡地域農業改良普及センター	地域振興課 地域係 水田農業係 野菜花き課 野菜花き係 花き係 果樹畜産課 果樹係 畜産係	福岡市西区大字飯氏九〇二番地の一	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 前原市 筑紫郡 糸島郡
福岡県北筑前地域農業改良普及センター	地域振興課 地域係	福津市西福岡四丁目二番一号	宗像市 古賀市 福津市 糟屋

福岡県田川地域農業改良普及センタ	福岡県飯塚地域農業改良普及センタ	福岡県北九州地域農業改良普及センタ	福岡県久留米地域農業改良普及センタ	福岡県朝倉地域農業改良普及センタ
地域振興課 畜産係 果樹係 果樹畜産課 花き係 野菜係 野菜花き課 水田農業係 地域係	地域振興課 畜産係 果樹花き畜産係 野菜係 園芸畜産課 水田農業係 地域係	地域振興課 畜産係 果樹係 果樹畜産課 花き係 野菜第一係 野菜第二係 水田農業係 地域係	地域振興課 畜産係 果樹係 果樹畜産課 花き係 野菜第一係 野菜第二係 水田農業係 地域係	地域振興課 畜産係 果樹畜産係 花き係 野菜係 園芸畜産課 水田農業係 地域係
田川市大字伊田二七四一番地の	飯塚市小正三一九番地一	北九州市八幡西区則松三丁目七番一号	久留米市山本町豊田一五〇六番地の一九	朝倉市柿原二二〇番地二
田川市 田川郡	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡	北九州市 中間市 遠賀郡	久留米市 小郡市 うきは市 三井郡	朝倉市 朝倉郡

第百七十五条 普及指導センターに所長を、同センターの各課に課長を、各係に係長を  
(役付職員)

福岡県南筑後地域農業改良普及センタ	福岡県八女地域農業改良普及センタ	福岡県京都地域農業改良普及センタ	福岡県築上地域農業改良普及センタ
地域振興課 畜産係 果樹花き畜産係 野菜係 園芸畜産課 水田農業係 地域係	地域振興課 畜産係 果樹特産課 果樹畜産係 特産係 花き係 野菜係 野菜花き課 水田農業係 地域係	地域振興課 畜産係 果樹畜産係 水田農業係 地域係	地域振興課 畜産係 果樹花き畜産係 野菜係 園芸畜産課 水田農業係 地域係
みやま市瀬高町下庄八〇〇番地の七	八女市大字大島三六〇番地	行橋市西宮市五丁目一番一号	豊前市大字野田四七三番地
大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潴郡	八女市 筑後市	行橋市 京都郡	豊前市 築上郡

置く。

(所掌事務)

第七十六条 福岡県福岡地域農業改良普及センター及び福岡県飯塚地域農業改良普及センターの各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 地域振興課

イ 地域係

(1) 地域農業及び農村の振興に係る技術及び知識の普及指導に関すること。

(2) 農業及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、農業の担い手の育成及び農業経営等に関すること。

(3) 庶務に関すること。

ロ 水田農業係

(1) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、普通作物及び特産農作物に係るものに関すること。

二 野菜花き課

イ 野菜係

(1) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、野菜に係るものに関すること。

ロ 花き係

(1) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、花きに係るものに関すること。

三 果樹畜産課

イ 果樹係

(1) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、果樹に係るものに関すること。

ロ 畜産係

(1) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、畜産に係るものに関すること。

2 福岡県北筑前地域農業改良普及センター及び福岡県朝倉地域農業改良普及センター

の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 地域振興課

イ 地域係

(1) 前項第一号イに規定する事務

ロ 水田農業係

(1) 前項第一号ロに規定する事務

二 園芸畜産課

イ 野菜係

(1) 前項第二号イに規定する事務

ロ 花き係

(1) 前項第二号ロに規定する事務

ハ 果樹畜産係

(1) 前項第三号に規定する事務

3 福岡県久留米地域農業改良普及センター及び福岡県南筑後地域農業改良普及センターの各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 地域振興課

イ 地域係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 水田農業係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 野菜花き課

イ 野菜第一係

(1) 第一項第二号イに規定する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 野菜第二係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務のうち、所長が指定する品目に関すること。

ハ 花き係

(1) 第一項第二号ハに規定する事務

三 果樹畜産課

イ 果樹係

- (1) 第一項第三号イに規定する事務
  - 畜産係
    - (1) 第一項第三号ロに規定する事務
- 4 福岡県北九州地域農業改良普及センター、福岡県田川地域農業改良普及センター、福岡県京都地域農業改良普及センター及び福岡県築上地域農業改良普及センターの各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
  - 一 地域振興課
    - イ 地域係
      - (1) 第一項第一号イに規定する事務
  - 水田農業係
    - (1) 第一項第一号ロに規定する事務
  - 二 園芸畜産課
    - イ 野菜係
      - (1) 第一項第二号イに規定する事務
    - 果樹花き畜産係
      - (1) 第一項第二号ロ及び第一項第三号に規定する事務
- 5 福岡県八女地域農業改良普及センターの各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
  - 一 地域振興課
    - イ 地域係
      - (1) 第一項第一号イに規定する事務
    - 水田農業係
      - (1) 第一項第一号ロに規定する事務（茶に関するものを除く。）
    - 二 野菜花き課
      - イ 野菜係
        - (1) 第一項第一号イに規定する事務
      - 花き係
        - (1) 第一項第二号ロに規定する事務
  - 三 果樹特産課

- イ 果樹畜産係
  - (1) 第一項第三号に規定する事務
- 特産係
  - (1) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、茶に係るものに関すること。

第六款 家畜保健衛生所  
 （名称、内部組織、位置及び管轄区域）

第百七十七条 家畜保健衛生所法第一条第一項の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県中央家畜保健衛生所	管理衛生課 防疫課 病性鑑定課	福岡市博多区井相田二丁目一番三号	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 筑紫郡 糟屋郡 糸島郡
福岡県北部家畜保健衛生所	管理衛生課 防疫課 検査課	嘉麻市漆生五八七番地三	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 嘉麻市 遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡 京都郡 築上郡
福岡県両筑家畜保健衛生所	管理衛生課 防疫課 検査課	久留米市合川町一六四二番地の 一	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
福岡県筑後家畜保健衛生所	管理衛生課 防疫課 検査課	筑後市大字和泉六〇六番地一	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市



みやま市 三潴  
郡 八女郡

(役付職員)

第七十八条 家畜保健衛生所に所長を、福岡県中央家畜保健衛生所に副所長を、家畜保健衛生所の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第七十九条 福岡県中央家畜保健衛生所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理衛生課

イ 家畜改良増殖法の施行に関する事務のうち、家畜人工授精及び受精卵移植に関すること。

ロ 獣医師法の施行に関すること。

ハ 薬事法の施行に関する事務のうち、動物用医薬品等の取締りに関すること。

ニ 獣医療法の施行に関すること。

ホ 家畜衛生業務の企画及び調整に関すること。

ヘ 家畜衛生に関する知識及び技術の普及並びに研修に関すること。

ト 家畜衛生対策事業に関すること。

チ 家畜の繁殖障害の除去並びに人工授精及び受精卵移植の実施に関すること。

リ 庶務に関すること。

又 財務会計に関すること。

二 防疫課

イ 家畜伝染病予防法の施行に関すること(病性鑑定のための処分に関するものを除く)。

ロ 家畜自衛防疫の促進に関すること。

ハ 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関すること。

三 病性鑑定課

イ 家畜の病性鑑定その他保健衛生上必要な試験及び検査に関すること。

ロ 家畜の寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。

ハ 家畜の地方的特殊疾病の調査に関すること。

ニ 家畜の環境衛生についての試験、検査及び調査に関すること。

2 前項に定めるもののほか、福岡県中央家畜保健衛生所管理衛生課及び病性鑑定課にあつては、第七十七条の規定にかかわらず、県の全域について、それぞれ次に掲げる事務を所掌する。

一 管理衛生課

イ 家畜保健衛生に関する知識及び技術の研修に関すること。

二 病性鑑定課

イ 家畜の病性鑑定のための処分並びに病性鑑定に伴う広域的な疫学的調査、総合診断及び研究に関すること。

3 福岡県北部家畜保健衛生所、福岡県両筑家畜保健衛生所及び福岡県筑後家畜保健衛生所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理衛生課

イ 第一項第一号に規定する事務

二 防疫課

イ 第一項第二号に規定する事務

三 検査課

イ 第一項第三号に規定する事務

第七款 農地開発事務所

(設置、名称、内部組織及び位置)

第八十条 県営の農用地基盤整備事業を施行するため、農地開発事務所を設置する。2 農地開発事務所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
福岡県筑後川水系農地開発事務所	総務課 管理課 管理係 用地係 計画課 第一係 第二係	久留米市津福本町大道端一七二番地の

工事第一課 第一係	
第二係	
第三係	
工事第二課 第一係	
第二係	

(役付職員)

第百八十一条 農地開発事務所に所長及び副所長を、同所の各課に課長を、各係に係長を置く。

(所掌事務)

第百八十二条 農地開発事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

イ 土地改良法の施行に関する事務のうち、筑後川下流土地改良事業（以下この条中「事業」という。）に係る工事の事務に関する事。

ロ 庶務に関する事。

ハ 財務会計に関する事。

二 管理課

イ 管理係

(1) 事業に係るもので、他課及び他係に属しないこと。

ロ 用地係

(1) 事業に係る用地の取得及び損失の補償に関する事。

(2) 事業に係る土地改良財産の管理委託及び譲与に関する事。

三 計画課

イ 第一係

(1) 事業の調査及び計画に関する事務であつてかんがい排水事業、ほ場整備事業及び干拓地等農地整備事業に係るものに関する事。

ロ 第二係

(1) 事業の調査及び計画に関する事務であつて他係に属しないこと。  
(2) 事業の総合企画及び調整に関する事。

四 工事第一課

イ 第一係

(1) 事業に係る工事の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ロ 第二係

(1) 事業に係る工事の施行に関する事務のうち、八女市及び筑後市の区域のほ場整備事業に係るものに関する事。

ハ 第三係

(1) 事業に係る工事の施行に関する事務のうち、ほ場整備事業に係るもので他課及び他係に属しないこと。

五 工事第二課

イ 第一係

(1) 事業に係る工事の施行に関する事務のうち、干拓地等農地整備事業に係るもので他課及び他係に属しないこと。

(2) 事業に係る工事の施行に関する事務のうち、クリーク防災機能保全対策事業に係るもので他課及び他係に属しないこと。

ロ 第二係

(1) 事業に係る工事の施行に関する事務のうち、大牟田市、柳川市、大川市及びみやま市高田町の区域の干拓地等農地整備事業に係るものに関する事。

(2) 事業に係る工事の施行に関する事務のうち、大牟田市、柳川市、大川市及びみやま市高田町の区域のクリーク防災機能保全対策事業に係るものに関する事。

第八款 森林林業技術センター

(名称、内部組織及び位置)

第百八十三条 公の施設条例第七十七条の規定により設置された森林林業技術センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県森林林業技術センター	企画管理部 総務課 企画普及課	久留米市山本町豊田字タワレ木一四三八番一

研究部  
 森林環境課  
 育林課  
 資源開発課

(役付職員)

第百八十四条 森林林業技術センターに所長を、同センターの各部に部長を、各課に課長を置く。

2 前項に規定するもののほか、森林林業技術センターの総務課を除く各課に専門技術指導員、専門研究員及び研究員を置く。

(所掌事務)

第百八十五条 森林林業技術センターの内部組織の所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画管理部

イ 総務課

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 財務会計に関する事。

ロ 企画普及課

- (1) 森林法の規定に基づく林業普及指導事業に関する事。
- (2) 森林林業に係る試験研究の総合企画、調査及び調整に関する事。
- (3) 森林林業に係る技術情報の収集及び管理に関する事。
- (4) 森林林業に係る試験研究の成果の管理に関する事。

二 研究部

イ 森林環境課

- (1) 森林の公益的機能の試験研究に関する事。
- (2) 緑化の試験研究に関する事。
- (3) 森林経営の試験研究に関する事。

ロ 育林課

- (1) 育林の試験研究に関する事。
- (2) 遺伝育種の試験研究に関する事。
- (3) 森林の保護の試験研究に関する事。

八 資源開発課

- (1) 特用林産物の試験研究に関する事。
- (2) 有用菌類の試験研究に関する事。
- (3) 木材の加工及び利用の試験研究に関する事。

第九款 水産海洋技術センター

(名称、内部組織及び位置)

第百八十六条 公の施設条例第七十八条の規定により設置された水産海洋技術センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県水産海洋技術センター	企画管理部 総務課 企画情報課 研究部 漁業資源課	福岡市西区今津一四一番地の一
福岡県水産海洋技術センター 有明海研究所	のり養殖課 資源増殖課	柳川市大字吉富町字西新開七二八番地の五
福岡県水産海洋技術センター 豊前海研究所	漁業資源課 浅海増殖課	豊前市大字宇鳥字広小路七六番地の三〇
福岡県水産海洋技術センター 内水面研究所		朝倉市山田二四四九番地

2 公の施設条例第七十八条第三項の規定に基づき、水産海洋技術センターの支所を設置する。

3 支所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
福岡県水産海洋技術センター 有明海研究所	のり養殖課 資源増殖課	柳川市大字吉富町字西新開七二八番地の五
福岡県水産海洋技術センター 豊前海研究所	漁業資源課 浅海増殖課	豊前市大字宇鳥字広小路七六番地の三〇
福岡県水産海洋技術センター 内水面研究所		朝倉市山田二四四九番地

(役付職員)

第百八十七条 水産海洋技術センターに所長を、同センターの各部に部長を、各課に課長を、同センターの支所に研究所長を、同支所の各課に課長を置く。ただし、同センターの研究部の漁業資源課、有明海研究所ののり養殖課及び豊前海研究所の漁業資源

課にあつては、課長のほか、知事が必要と認める船舶に船長を置く。

2 水産海洋技術センターの内水面研究所に、研究所長のほか次長を置く。

3 前二項に規定するもののほか、水産海洋技術センターの総務課を除く各課、同センターの支所の各課及び同センターの内水面研究所に専門研究員及び研究員を置く。  
(所掌事務)

第百八十八条 水産海洋技術センター及び同センターの支所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県水産海洋技術センター

イ 企画管理部

(1) 総務課

(ア) 庶務に関する事。

(イ) 財務会計に関する事。

(ウ) 水産海洋技術センター及び同センターの支所の人事及び予算の総括に関する事。

(2) 企画情報課

(ア) 水産業に係る試験研究の総合企画、調査及び調整に関する事。

(イ) 水産業に係る試験研究の成果の管理に関する事。

(ウ) 水産業に係る技術情報の収集及び管理に関する事。

(エ) 水産経営及び水産経済の調査研究に関する事。

(オ) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、水産経営及び水産経済に係るものに関する事。

ロ 研究部

(1) 漁業資源課

(ア) 漁業法の施行に関する事務のうち、漁業取締りに関する事(筑前海区に係るものに限る)。

(イ) 漁況の調査研究及び予速報に関する事。

(ウ) 水産資源及び漁場の調査研究に関する事務のうち、漁船漁業に係るものに関する事。

(エ) 漁具、水産機械及び漁法の試験研究及び指導に関する事。

(オ) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、漁船漁業に係るものに関する事。

(2) 浅海増殖課

(ア) 水産資源及び漁場の調査研究に関する事務のうち、他課に属しないこと。

(イ) 水産生物の維持、培養及び増養殖の試験研究に係る事。

(ウ) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、水産生物の増養殖に係るものに関する事。

(3) 海洋環境課

(ア) 海洋の動態、生物的環境及び水質保全の調査及び試験研究に関する事。

(イ) 漁況の調査研究及び予速報に関する事。

(ウ) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、漁場環境に係るものに関する事。

(4) 応用技術課

(ア) 水産物の鮮度維持、活魚輸送及び利用加工の調査及び試験研究に関する事。

(イ) 水産生物の病害防除の試験研究に関する事。

(ウ) 水産関係のバイオテクノロジー技術の試験研究に関する事。

(エ) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、水産物の利用加工、水産生物の病害防除及びバイオテクノロジー技術に係るものに関する事。

二 福岡県水産海洋技術センター有明海研究所

イ のり養殖課

(1) 漁業法の施行に関する事務のうち、漁業取締りに関する事(有明海区に係るものに限る)。

(2) のり養殖の試験研究に関する事。

(3) 漁況及び漁場の調査研究及び予速報に関する事。

(4) 海洋の水質環境に関する調査研究に関する事。

(5) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、のり養殖及び漁場環境に係るものに関する事。

- (6) 庶務に関すること。
- (7) 財務会計に関すること。

□ 資源増殖課

- (1) 水産資源及び漁場の調査研究に関すること。
- (2) 漁具、水産機械及び漁法の試験研究及び指導に関すること。
- (3) 水産生物の維持、培養及び増養殖の試験研究に関すること（のり養殖に関することを除く。）。
- (4) 海洋の動態、生物的環境及び漁場保全の調査及び試験研究に関すること。
- (5) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、水産生物の増養殖に係るものに関すること。

三 福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所

イ 漁業資源課

- (1) 漁業法の施行に関する事務のうち、漁業取締りに関すること（豊前甲海区に係るものに限る。）。
- (2) 海況及び漁況の調査研究及び予速報に関すること。
- (3) 水産資源及び漁場の調査研究に関する事務のうち、漁船漁業に係るものに関すること。
- (4) 漁具、水産機械及び漁法の試験研究及び指導に関すること。
- (5) 海洋の動態、生物的環境及び水質保全の調査及び試験研究に関すること。
- (6) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、漁船漁業及び漁場環境に係るものに関すること。
- (7) 庶務に関すること。
- (8) 財務会計に関すること。

□ 浅海増殖課

- (1) 水産資源及び漁場の調査研究に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- (2) 水産生物の維持、培養及び増養殖の試験研究に関すること。
- (3) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、水産生物の増養殖に係るものに関すること。

四 福岡県水産海洋技術センター内水面研究所

イ 内水面漁業に係る調査及び試験研究に関すること。

ロ 内水面漁業の指導及び振興に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

第四章第五節第十款から第十五款までの款名を削る。

第百八十九条から第百六条までを次のように改める。

第百八十九条から第百六条まで 削除

第四章第六節を次のように改める。

第六節 削除

第二百七条から第二百十二条まで 削除

第四章第八節の節名を次のように改める。

第八節 県土整備部に属する出先機関

第二百三十一条の表福岡県福岡土木事務所の項中

「道路課

維持係

を

交通安全係

建設係

「

パス建設室」に改め、同表福岡県柳川土木事務所の項中

「用地課

管理係

用地係

「

河川砂防課

を

小石原川ダム対策室

「

用地課

管理係

用地係

「災害事業室

に、

橋梁係

を

「筑紫野古賀線ハイ

河道係

」

「用地課

管理係

用地第一係

を

同表福岡県飯塚土木事務所の項中

に改め、

同表福岡県那珂土木事務所の項中

を

同表福岡県那珂土木事務所の項中

災害用地係 用地係

「災害事業室

橋梁係 を削る。

河道係」

第二百三十二条第三項中「福岡土木事務所の災害事業室」を「福岡土木事務所の筑紫野古賀線バイパス建設室」に、「柳川土木事務所の有明海沿岸道路対策室」を「朝倉土木事務所の小石原川ダム対策室」に、「及び那珂土木事務所の災害事業室及び」を「並びに」に改める。

第二百三十三条第二項中「災害事業室」を「筑紫野古賀線バイパス建設室」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 筑紫野古賀線バイパス建設室

イ 県道筑紫野古賀線のバイパスの建設及び改良に関する事。

第二百三十三条第四項中「及び有明海沿岸道路対策室」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第七項中「各課ごと」の下に「及び小石原川ダム対策室」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 小石原川ダム対策室

イ 小石原川ダムの建設に伴う道路の改良に関する事。

第二百三十三条第十二項中「災害事業室」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二百六十条の二の二中「消防学校」の下に「及びアジア文化交流センター」を、「保健環境研究所管理部総務課」の下に「食肉衛生検査所の各課」を加え、「障害者更生相談所及び食肉衛生検査所」を「及び障害者更生相談所」に改め、「消費生活センター、アジア文化交流センター」を削り、「農業総合試験場管理部、農業大学校及び家畜保健衛生所の各課、病害虫防除所の各課及び各支所」を「総務課、農林事務所の係を有しない課、農業大学の各課、病害虫防除所の各課及び各支所、農業総合試験場管理部及び家畜保健衛生所の各課」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(福岡県国営土地改良事業対策室等の設置に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は廃止する。

一 福岡県国営土地改良事業対策室等の設置に関する規則(昭和五十六年福岡県規則第八十二号)

二 福岡県水道整備室設置規則(平成八年福岡県規則第二十六号)

三 福岡県青少年アンビシャス運動推進室設置規則(平成十三年福岡県規則第三十九号)

四 福岡県合併支援室設置規則(平成十四年福岡県規則第二十六号)

五 福岡県新生活産業室設置規則(平成十五年福岡県規則第二十九号)

六 福岡県新産業プロジェクト室設置規則(平成十五年福岡県規則第三十号)

七 福岡県新幹線建設対策室設置規則(平成十五年福岡県規則第三十一号)

八 福岡県生活安全室設置規則(平成十六年福岡県規則第五十二号)

九 福岡県自動車産業振興室設置規則(平成十八年福岡県規則第四十八号)

十 福岡県分権改革推進室設置規則(平成十九年福岡県規則第三十九号)

十一 福岡県九州国立博物館室設置規則(平成十九年福岡県規則第四十一号)

(福岡県農業改良資金償還金徴収規則の一部改正)

3 福岡県農業改良資金償還金徴収規則(昭和三十二年福岡県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「瀬瀬齋滅猫」を「因奇滅滅猫」に改める。

(福岡県中小企業調停審議会規則の一部改正)

4 福岡県中小企業調停審議会規則(昭和三十三年福岡県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改める。

(福岡県小売商業調整特別措置法施行細則の一部改正)

5 福岡県小売商業調整特別措置法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「商工政策課」を「中小企業振興課」に改める。

(福岡県移動診療所設置規則の一部改正)

6 福岡県移動診療所設置規則（昭和三十五年福岡県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「保健福祉部」を「保健医療介護部」に改める。

（福岡県酪農調整審議会規則の一部改正）

7 福岡県酪農調整審議会規則（昭和三十六年福岡県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「農政部」を「農林水産部」に改める。

（福岡県薬事審議会規則の一部改正）

8 福岡県薬事審議会規則（昭和三十六年福岡県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第九条中「保健福祉部」を「保健医療介護部」に改める。

（保健師助産師看護師法施行細則の一部改正）

9 保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十八年福岡県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「和倫齋<sub>ニ</sub>齋<sub>ニ</sub>齋<sub>ニ</sub>」を「和倫齋<sub>ニ</sub>齋<sub>ニ</sub>齋<sub>ニ</sub>」に改める。

（福岡県漁港管理条例施行規則の一部改正）

10 福岡県漁港管理条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第十五条中「水産林務部漁港課長」を「農林水産部水産局漁業管理課長」に改める。

（福岡県病院事業財務規則の一部改正）

11 福岡県病院事業財務規則（昭和三十九年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「保健福祉部障害者福祉課（以下「障害者福祉課」を「保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」に改め、同条第三項中「障害者福祉課」を「健康増進課」に、「企画管理係長」を「疾病対策係長」に改める。

第八条中「障害者福祉課」を「健康増進課」に改める。

第十五条、第十七条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改める。

第二十二條第一項中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改め、同条第二項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に、「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第二十三條の表中「障害者福祉課」を「健康増進課」に改める。

第二十七條、第二十七條の四、第二十九條、第三十二條第一項及び第三十二條の二第一項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改める。

第四十條第一項及び第二項中「障害者福祉課」を「健康増進課」に改める。

第四十四條の二第一項中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改め、同条第二項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に、「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第五十四條中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改める。

第五十八條第一項中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改め、同条第二項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に、「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第六十條第一項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改める。

第六十二條第一項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改め、同条第二項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に、「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第六十三條、第六十四條第二項及び第六十八條中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第六十九條及び第七十二條から第七十五條までの規定中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改める。

第七十七條中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第七十八條中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に、「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改める。

第七十八條の二第二号中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第七十九條第一項中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に、「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第八十條から第八十三條までの規定中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改

める。

様式目次中「障害者福祉課」を「健康増進課」に改める。

様式第一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第十七号及び様式第二十号から様式第二十二号まで中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

様式第二十三号中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に、「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

様式第二十四号、様式第二十五号、様式第二十六号、様式第二十六号の三から様式第二十七号の二まで、様式第三十六号から様式第四十一号まで、様式第四十四号から様式第五十一号まで、様式第五十一号の三及び様式第五十二号中「~~福岡県庁~~」を「~~健康増進課~~」に改める。

様式第五十三号中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に、「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

様式第五十四号から様式第五十六号まで及び様式第五十九号中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

様式第六十二号及び様式第六十三号中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に、「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正

福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則（昭和四十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「企画振興部地域政策課」を「企画・地域振興部広域地域振興課」に改める。

福岡県災害救助法施行細則の一部改正

福岡県災害救助法施行細則（昭和四十年福岡県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「保健福祉部」を「福祉労働部」に改め、同条第二項中「保健福祉部長」を「福祉労働部長」に、「保健福祉部次長」を「福祉労働部次長」に改める。

別表第一救助総括班の項中「保健福祉部保健福祉課」を「福祉労働部福祉総務課」

に改める。

（福岡県中小企業対策審議会規則の一部改正）

福岡県中小企業対策審議会規則（昭和四十一年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に、「生活労働部」を「福祉労働部」に改める。

（福岡県自家用電気工作物保安規則の一部改正）

福岡県自家用電気工作物保安規則（昭和四十一年福岡県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「管財課長」を「財産活用課長」に改める。

別表第一中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

別表第二中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に、「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

（福岡県砂利採取計画等に関する細則の一部改正）

福岡県砂利採取計画等に関する細則（昭和四十四年福岡県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「水産林務部漁港課」を「農林水産部水産局水産振興課」に改め、同項第二号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

（福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年福岡県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の（裏面）及び第七号の二の（裏面）中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

（福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部改正）

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「生活労働部」を「福祉労働部労働局」に改める。

（福岡県林業・木材産業改善資金償還金等徴収規則の一部改正）

福岡県林業・木材産業改善資金償還金等徴収規則（昭和五十二年福岡県規則第十号



(の一部を次のように改正する。  
 第五条及び第八条中「水産林務部林政課長」を「農林水産部団体指導課長」に改める。

(福岡県都市公園条例施行規則の一部改正)

20 福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条中「生活労働部生活文化課長」を「新社会推進部県民文化スポーツ課長」に改める。

(福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部改正)

21 福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則(昭和五十五年福岡県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第八条中「水産林務部水産振興課長」を「農林水産部水産局漁業管理課長」に改める。

(福岡県貸金業法施行細則の一部改正)

22 福岡県貸金業法施行細則(昭和五十八年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改める。

(福岡県総合計画審議会規則の一部改正)

23 福岡県総合計画審議会規則(昭和六十一年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「企画振興部企画調整課」を「企画・地域振興部総合政策課」に改める。

(福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部改正)

24 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「福岡県生活福祉資金貸付事業補助申請書」を「福岡県生活福祉資金貸付事業補助申請書」に改める。

(福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部改正)

25 福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則(平成五年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「土木部長」を「県土整備部長」に、「土木部」を「県土整備部」に改める。

第五条第三項の表電気主任技術者の項中「技術吏員」を「職員」に改め、同表ダム水路主任技術者の項中「土木部」を「県土整備部」に、「技術吏員」を「職員」に改める。

別表第一及び別表第二中「土木部」を「土木部」に改める。

(福岡県高速道路対策室設置規則の一部改正)

26 福岡県高速道路対策室設置規則(平成六年福岡県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第三条第二項中「土木部土木管理課」を「県土整備部県土整備総務課」に改める。

(福岡県知事公舎条例施行規則の一部改正)

27 福岡県知事公舎条例施行規則(平成七年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「管財課長」を「財産活用課長」に改める。

(福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部改正)

28 福岡県建設技術情報センター条例施行規則(平成七年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「土木部企画課長」を「県土整備部企画交通課長」に改める。

(福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正)

29 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則(平成七年福岡県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「保健福祉部長」を「福祉労働部長」に改め、「生活労働部長」を削る。

第十二条中「保健福祉部」を「福祉労働部」に改める。

(福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センター)の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

30 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年福岡県規則第五十五号)の一

部を次のように改正する。

第十九条中「保健福祉部」を「福祉労働部」に改める。

(福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

31 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「生活労働部生活文化課」を「新社会推進部社会活動推進課」に改める。

(福岡県労働政策審議会規則の一部改正)

32 福岡県労働政策審議会規則(平成十二年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「生活労働部」を「福祉労働部」に改める。

(福岡県社会福祉審議会規則の一部改正)

33 福岡県社会福祉審議会規則(平成十二年福岡県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「保健福祉部保健福祉課」を「福祉労働部福祉総務課」に改める。

(福岡県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

34 福岡県大規模小売店舗立地審議会規則(平成十二年福岡県規則第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第八条中「商業・地域経済課」を「中小企業振興課」に改める。

(福岡県農業・農村振興審議会規則の一部改正)

35 福岡県農業・農村振興審議会規則(平成十三年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農政部農政課」を「農林水産部農林水産政策課」に改める。

(福岡県男女共同参画審議会規則の一部改正)

36 福岡県男女共同参画審議会規則(平成十三年福岡県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「生活労働部」を「新社会推進部」に改める。

(福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則の一部改正)

37 福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則(平成十九年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企画振興部水資源対策局」を「県土整備部」に改める。  
第三条第二項中「企画振興部水資源対策局計画課」を「県土整備部県土整備総務課」に改める。

定価 一箇月、三五〇円(税込・郵便料別)